

県内市町別災害救助法1号適用基準一覧表

令和2年国勢調査による

市区名	人口(人)	適用基準 世帯数	市名	人口(人)	適用基準 世帯数	郡名	町名	人口(人)	適用基準 世帯数	郡名	町名	人口(人)	適用基準 世帯数
22100_静岡市	693,389	150	22203_沼津市	189,386	100	賀茂郡	22301_東伊豆町	11,488	40	榛原郡	22424_吉田町	28,919	50
22101_静岡市葵区	249,297	100	22205_熱海市	34,208	60		22302_河津町	6,870	40		22429_川根本町	6,206	40
22102_静岡市駿河区	213,026	100	22206_三島市	107,783	100		22304_南伊豆町	7,877	40	岡智郡	22461_森町	17,457	50
22103_静岡市清水区	231,066	100	22207_富士宮市	128,105	100		22305_松崎町	6,038	40				
22130_浜松市	790,718	150	22208_伊東市	65,491	80		22306_西伊豆町	7,090	40				
22131_浜松市中央区	235,240	100	22209_島田市	95,719	80		田方郡	22325_函南町	36,794	60			
22132_浜松市東区	129,356	100	22210_富士市	245,392	100	駿東郡	22341_清水町	31,710	60				
22133_浜松市西区	108,160	100	22211_磐田市	166,672	100		22342_長泉町	43,336	60				
22134_浜松市南区	99,769	80	22212_焼津市	136,845	100		22344_小山町	18,568	50				
22135_浜松市北区	92,688	80	22213_掛川市	114,954	100								
22136_浜松市浜北区	98,779	80	22214_藤枝市	141,342	100								
22137_浜松市天竜区	26,726	50	22215_御殿場市	86,614	80								
			22216_袋井市	87,864	80								
			22219_下田市	20,183	50								
			22220_裾野市	50,911	80								
			22221_湖西市	57,885	80								
			22222_伊豆市	28,190	50								
			22223_御前崎市	31,103	60								
			22224_菊川市	47,789	60								
			22225_伊豆の国市	46,804	60								
			22226_牧之原市	43,502	60								

【 災害救助法施行令第1条第1項第1号適用基準 】

市町村人口	住家減失世帯数
5,000人未満	30
5,000～14,999人	40
15,000～29,999人	50
30,000～49,999人	60
50,000～99,999人	80
100,000～299,999人	100
300,000人以上	150

20-1-2 令和4年度災害救助基準（県健康福祉部企画政策課）

令和4年4月1日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要保護者等を収容する場合、当該地域における通常の費用を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たった際の輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けおそれる者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要保護者等を収容する場合、当該地域における通常の費用を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明した日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定められた救助終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難所が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たった際の輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全倒又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	〇 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の事情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内 工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、作業設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内でなければよい。 2 同一敷地内等に耐え50戸以上設置した場合は、集会所に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要保護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
被災者の救出	現に生命、身体が危険な状態にある者 生死的な状態にある者	〇 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の事情に応じた額	災害発生の日から3日以内	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死的な状態にある者

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他の食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	災害発生のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は178日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	全半壊(軽)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは脱喪等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季節は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 輸送物資の価格は年度当初の単価額 2 現物給付に限ること

区分	1人世帯		2人世帯		3人世帯		4人世帯		5人世帯		6人以上 1人増すごとに加算	
	夏	冬	夏	冬	夏	冬	夏	冬	夏	冬	夏	冬
全世帯	18,700	31,000	24,000	40,100	35,600	55,800	42,500	65,300	53,900	82,200	69,000	7,800
半世帯	6,100	9,900	8,200	12,300	15,000	18,900	21,800	27,400	3,600			

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急処置)	1 救護班…使用した薬劑、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	1 患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含むに現に産後を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、償行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	現に生命、身体が危険な状態にある者 生死的な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に発生が明らかにならない場合は、以後「死体の搬送」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
				イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の種類、方法及び期間を定めることができる。

20-2-1 静岡県大規模地震災害対策基金条例

静岡県大規模地震災害対策基金条例をここに公布する。
昭和59年3月23日

静岡県知事 山本敬三郎

静岡県条例第25号
静岡県大規模地震災害対策基金条例

(設置)
第1条 大規模な地震による災害の応急対策、災害の復旧その他の災害対策に要する経費に充てるため、静岡県大規模地震災害対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立)
第2条 基金として積み立てる額の総額は、700億円とする。

(管理)
第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2. 基金に属する現金は、必要に応じて、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)
第4条 基金の運用から生ずる収益は、静岡県一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(委任)
第5条 この条例に規定するもののほか、基金の管理に關し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1. この条例は、公布の日から施行する。
(静岡県庁舎建設基金条例の一部改正)
2. 静岡県庁舎建設基金条例(昭和42年静岡県条例第51号)の一部を次のように改正する。
第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。
(大規模地震による災害発生時の措置)

第5条 知事は、大規模な地震による災害が発生した場合において、災害の応急対策、災害の復旧その他の災害対策に要する経費に充てるため必要があると認めるときは、この基金の設置の目的を損なわない範囲内で、この基金を処分し、静岡県大規模地震災害対策基金に繰り入れるものとする。

(静岡県土地開発基金条例の一部改正)

3. 静岡県土地開発基金条例(昭和44年静岡県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

4. 第1項及び前項の規定にかかわらず、第6条の規定により、この基金の処分が行われたときは、基金の額は処分相当額減少するものとする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(大規模地震による災害発生時の措置)

第6条 知事は、大規模な地震による災害が発生した場合において、災害の応急対策、災害の復旧その他の災害対策に要する経費に充てるため必要があると認めるときは、この基金の設置の目的を損なわない範囲内で、この基金を処分し、静岡県大規模地震災害対策基金に繰り入れるものとする。

(静岡県財政調整基金条例の一部改正)

5. 静岡県財政調整基金条例(昭和45年静岡県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(大規模地震による災害発生時の措置)

第5条 知事は、大規模な地震による災害が発生した場合において、災害の応急対策、災害の復旧その他の災害対策に要する経費に充てるため必要があると認めるときは、この基金の設置の目的を損なわない範囲内で、この基金を処分し、静岡県大規模地震災害対策基金に繰り入れるものとする。

(静岡県債管理基金条例の一部改正)

6. 静岡県債管理基金条例(昭和54年静岡県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(大規模地震による災害発生時の措置)

第5条 知事は、大規模な地震による災害が発生した場合において、災害の応急対策、災害の復旧その他の災害対策に要する経費に充てる必要があると認めるときは、この基金の設置の目的を損なわない範囲内で、この基金を処分し、静岡県大規模地震災害対策基金に繰り入れるものとする。

地震・津波対策等減災交付金交付要綱

第1 趣旨

知事は、静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013の減災目標「2022年度までに想定犠牲者8割減少」の達成に向け、地震・津波対策等を実施する市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「地震・津波対策等減災交付金」とは、市町等が策定し、知事が受理した平成31年（令和元年）度から令和4年度までの地震・津波対策等の取組に関する計画（以下「地震・津波対策等減災四箇年計画」という。）に位置付けられた事業の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところにより、知事が交付する交付金をいう。
- (2) この要綱において「交付対象事業」とは、別表に掲げる事業のうち、地震・津波対策等減災四箇年計画に記載されたものをいう。

第3 交付の対象事業、交付率（額）等

- (1) 別表に定めるところとする。ただし、(2)の規定による認定を受けた市町は、別表の「津波対策がんばる市町認定」欄に○印が記された事業について、当該事業欄に対応する対象限度額、交付率、交付上限額が適用されるものとする。交付に当たり、各事業毎に算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (2) 知事は、次の要件の全てに適合する市町を「津波対策がんばる市町」として認定するものとする。
 - ア 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定に基づく津波災害警戒区域又は同法第72条第1項の規定に基づく津波災害特別警戒区域の指定を受けた区域を有する市町
 - イ 今後も津波対策の推進が見込まれる市町
- (3) (2)の規定による認定を受けようとする市町は、次に掲げる書類を、県に提出するものとする。
 - ア 津波対策がんばる市町認定申請書（様式第1号）
 - イ 実施予定事業の概要等の補足説明資料
- (4) 知事は、(3)の規定による申請を受理した場合は、内容を確認・調整のうえ、認定するものとする。

第4 地震・津波対策等減災四箇年計画の提出等

- (1) 別表に定める事業を実施しようとする市町等は、次に掲げる書類を、県あて提出するものとする。
 - ア 地震・津波対策等減災四箇年計画書（様式第2号）
 - イ 四箇年計画事業総括書（様式第3号）
- (2) 知事は、市町等から(1)の提出を受けた場合には、内容を確認・調整のうえ、受理するものとする。
- (3) (1)及び(2)の規定は、地震・津波対策等減災四箇年計画を変更する場合に準用する。

第5 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第4号）
 - イ 事業計画総括書（様式第5号）
 - ウ 事業計画個別書（様式第6号）
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第6 交付の条件

- 交付の決定をする際の条件は、以下のとおりとする。
- (1) 市町等の地震・津波対策等を一層推進するため、交付決定後に、この交付金の目的の範囲内で、事業間の相互の流用することは認めらる。ただし、以下のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - ア 交付決定通知書に記載された交付決定の金額を増額しようとする場合
 - イ 交付決定を受けた全ての事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 交付決定を受けた事業が期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、直ちに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (3) 当該事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、知事の承認を受けずに、交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (5) 当該事業により取得し、又は効用の増加した財産は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (6) 当該事業に関する帳簿、領収書等の関係書類を整理し、これらの書類を

交付金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(7) 市町が地震・津波対策等減災交付金を財源の全部又は一部として、当該市町の補助金等を交付する場合は、(2)から(6)までに掲げる事項を条件として付さなければならない。この場合において、(2)から(4)までの事項中「知事」とあるのは「市町長」と、(4)の事項中「県」とあるのは、「市町」と読み替えるものとする。

(8) (7)に定める条件のうち(2)の指示、又は(3)の承認をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(9) (7)に定める条件のうち、(4)については、市町に収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

第7 変更の承認申請

第6の(1)のただし書きにより、知事の承認を受けようとする場合は、次の書類を提出する。

提出書類 各1部

- (1) 変更承認申請書 (様式第7号)
- (2) 変更事業計画総括書 (様式第5号)
- (3) 変更事業計画個別書 (様式第6号)

第8 繰越の報告

第6の(2)により、交付決定を受けた事業が期間内に完了しないことを報告し、事業を翌年度に繰り越す場合、次の書類を提出する。

提出書類 各1部

- (1) 繰越理由書
- (2) 繰越事業計画書

第9 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書 (様式第8号)

イ 事業実績総括書 (様式第5号)

ウ 事業実績個別書 (様式第6号)

(2) 提出期限

交付決定を受けた全ての交付対象事業が完了(中止、廃止を含む)した日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第10 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書 (様式第9号)

(2) 提出期限

交付金確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第11 概算私の請求手続等

提出書類 各1部

(1) 概算私請求書 (様式第9号)

(2) 資金状況調べ (様式第10号)

第12 書類の提出

この要綱に基づき提出すべき書類は、市町にあっては所在地を管轄する地域局に、一部事務組合にあっては危機管理部消防保安課に提出するものとする。

第13 読替規定

第12の「市町の所在地を管轄する地域局」とあるのは、地域総合防災推進事業審査会が認めた事業にあっては「危機管理部危機政策課」と読み替えるものとする。

第14 交付金の運用等

この交付金の運用に関し必要な事項は、この要綱に定めるほか、別に定める地震・津波対策等減災交付金事務処理要領によるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年(令和元年)度分の交付金から適用する。

附 則

この改正は、令和2年度分の交付金から適用する。

附 則

この改正は、令和3年度分の交付金から適用する。

附 則

この改正は、令和4年度分の交付金から適用する。

附 則

この改正は、令和4年9月16日から適用する。

事業名	事業内容	事業年度	交付率	交付上限額	
3 防災・救急等活動の強化に関する事業	3(1) 消防庁等との連携強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業	
	3(2) 防災用無線機整備事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業	
	3(3) 防災用無線機整備事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業	
	3(4) 消防用無線機整備事業	①国庫採択事業	国庫補助対象額	1/6	-
		②県庫不採択事業	国庫補助対象額	1/6	-
		③県庫不採択事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業
		④県立施設無償市町民施設事業	60,000千円/事業	1/6	10,000千円/事業
	3(5) 自主防災組織の強化に関する事業	国庫補助対象額	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業
		60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業	
	3(6) 消防用無線機整備事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業	
	3(7) 消防用無線機整備事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業	
3(8) 消防用無線機整備事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業		
3(9) 消防用無線機整備事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業		
3(10) 消防用無線機整備事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業		
4 消防用無線機整備事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業		
4 消防用無線機整備事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業		
5 災害時情報伝達体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/2	30,000千円/事業		
5(1) 同時通訳用無線機整備事業（津波浸水域外）	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業		
5(2) 同時通訳用無線機整備事業（津波浸水域外）	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業		
6 複合災害・連発災害対策の強化に関する事業	60,000千円/事業	2/3	-		
6(1) 火山防災対策の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/2	30,000千円/事業		
6(2) 火山防災対策の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/2	30,000千円/事業		
7 地域防災力の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業		
7(1) 自主防災組織の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業		
7(2) 消防強化事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業		
7(3) 住民防犯教育事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業		
7(4) 防災訓練事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業		
7(5) 防災訓練事業（県と共同で実施する総合防災訓練）	40,000千円/事業	1/2	20,000千円/事業		
7(6) 防災訓練事業（県と共同で実施する総合防災訓練）	60,000千円/事業	1/2	30,000千円/事業		
7(7) 防災訓練事業（県と共同で実施する総合防災訓練）	60,000千円/事業	1/2	30,000千円/事業		
8 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業		
8(1) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業		
8(2) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業		
8(3) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業		
8(4) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業		
8(5) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/2	-		
8(6) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/2	-		
8(7) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業		
8(8) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/2	30,000千円/事業		
8(9) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業		
8(10) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/6	10,000千円/事業		
8(11) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業		
8(12) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/2	30,000千円/事業		
8(13) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/2	30,000千円/事業		
8(14) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/2	30,000千円/事業		
8(15) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/2	30,000千円/事業		
9 緊急時対応の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業		
9(1) 緊急時対応の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業		
9(2) 緊急時対応の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業		
10 防災・救急等活動の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/2	30,000千円/事業		
10(1) 防災・救急等活動の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/2	30,000千円/事業		
10(2) 防災・救急等活動の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業		
11 防災・救急等活動の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/2	30,000千円/事業		
11 防災・救急等活動の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/2	30,000千円/事業		

事業名	事業内容	事業年度	交付率	交付上限額
1 避難生活支援体制の強化に関する事業	1(1) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業
	1(2) 避難生活支援体制の強化に関する事業	300千円/台	1/2	150千円/台
	1(3) 避難生活支援体制の強化に関する事業	250千円/台	1/2	125千円/台
	1(4) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業
	1(5) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業
	1(6) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業
	1(7) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業
	1(8) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業
	1(9) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業
	1(10) 避難生活支援体制の強化に関する事業	120,000千円/事業	1/6	20,000千円/事業
	1(11) 避難生活支援体制の強化に関する事業	80,000千円/事業	1/4	20,000千円/事業
	1(12) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業
	1(13) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/6	-
	1(14) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業
	1(15) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業
	1(16) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業
2 避難生活支援体制の強化に関する事業	2(1) 避難生活支援体制の強化に関する事業	国庫補助対象額	1/6	-
	2(1) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業
	2(1) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業
	2(1) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業
	2(1) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業
	2(1) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業
	2(1) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業
	2(1) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業
	2(1) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業
	2(1) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業
	2(1) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業
	2(1) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業
	2(1) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業
	2(1) 避難生活支援体制の強化に関する事業	60,000千円/事業	1/3	20,000千円/事業

20-2-4 プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱（県建築安全推進課）

平成18年4月3日制定
令和4年3月25日最終改正

第1 趣旨

知事は、地震発生時における住宅・建築物等の倒壊等による災害及び土砂災害等による被害を防止するため、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業を実施する市町及び同事業を実施する者に補助する市町に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業」とは、別表第1に掲げる事業をいう。
- (2) この要綱において「既存建築物」とは、昭和56年5月31日以前に建築された建築物（住宅を除く。以下同じ。）及び同日において工事中であった建築物をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家等対策特別措置法」という。）第2条第1項の規定に基づく空家等を除く。
- (3) この要綱において「既存住宅」とは、昭和56年5月31日以前に建築された住宅及び同日において工事中であった住宅で、居住のために継続して利用するものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (4) この要綱において「既存マンション」とは、昭和56年5月31日以前に建築されたマンション及び同日において工事中であったマンションをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの及び空家等対策特別措置法第2条第1項の規定に基づく空家等を除く。
- (5) この要綱において「既存建築物等」とは、既存建築物、既存住宅及び既存マンションをいう。
- (6) この要綱において「静岡県耐震診断補強相談士」とは、静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱（平成13年7月23日付け住安第196号建築安全推進室長通知）に基づき知事が認定した者をいう。
- (7) この要綱において「危険なブロック塀等」とは、地震発生時に倒壊し、道路通行人等の第三者に被害を与える可能性のある塀をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (8) この要綱においてブロック塀等の安全確保事業（避難路沿道等）における「建替え」とは、ブロック塀等を除却し、フェンス等の安全な塀（組積造及び補強コンクリートブロック造の塀を除く。）に造り替えるものをいう。
- (9) この要綱において「既存天井」とは、平成26年3月31日以前に施工された天井及び同日において工事中であった天井をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (10) この要綱において「既存エレベーター」とは、平成26年3月31日以前に施工されたエレベーター及び同日において工事中であったエレベーターをいう。ただし、国、地方公共団体そ

の他公の機関が所有するものを除く。

- (11) この要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号の2の規定に基づく同法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第2項に定める旅館業を営む者をいう。

(12) この要綱において「住宅相談員」とは、耐震改修、建替え又は耐震性を有する住宅等への住み替えに誘導するため、市町が既存住宅に派遣し、住宅の耐震化に係る相談等に対応する者をいう。

(13) この要綱において「専門家」とは、耐震改修、建替え又は耐震性を有する住宅等への住み替えに誘導するため、市町が既存住宅に派遣し、住宅の耐震化に係る相談等に高度な専門知識と豊かな経験に基づき対応する者（静岡県耐震診断補強相談士等）をいう。

第3 補助の対象及び補助率

別表第2に掲げるとおりとする。

ただし、事業ごとに県の補助金の額は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

がけ地近接危険住宅移転事業を行う場合は下記書類を追加して提出する。

エ 交付申請額の算出方法及び事業経費の配分書（様式第4号）

オ がけ地近接危険住宅移転事業費内訳（様式第5号及び様式第6号）

カ 危険住宅位置図（様式第7号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更（交付決定金額の減額変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（交付決定を受けた事業間の補助金の流用で、流用先の補助金の額の3割（当該流用先の補助金の額の3割に相当する額が300万円以下であるときは300万円）以内の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(4) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(1)若しくは(2)の指示をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

(5) がけ地近接危険住宅移転事業で危険住宅除却等の跡地については適正な管理を行うこと。

第6 変更の承認申請

(1) 提出書類 各1部

ア 変更承認申請書 (様式第8号)

イ 変更事業計画書 (様式第2号)

ウ 変更収支予算書 (様式第3号)

第7 状況報告

本事業を行う市町は、毎月別に知事が定める方法により事業の実施状況報告書を提出するものとする。

なお、がけ地近接危険住宅移転事業を行う場合は下記のとおり書類を提出する。

(1) 提出書類 1部

状況報告書 (様式第9号)

(2) 提出期限

当該会計年度の各四半期(第4・四半期を除く。)ごとに当該期間経過後10日まで

第8 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書 (様式第10号)

イ 事業実績書 (様式第2号)

ウ 収支決算書 (様式第3号)

エ プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業一覧表 (別紙1～26号)

住宅の耐震化の計画的実施の誘導に係る事業(住宅相談支援、専門家派遣)、わが家の専門家診断事業を行う場合は次の書類を追加して提出する。

オ 委託契約書等の写し

がけ地近接危険住宅移転事業を行う場合は下記書類を追加して提出する。

カ 果費補助金受入調書 (様式第11号)

キ 図面及び写真 (写真は原則として施行前のもので及び施行後のものとする。)

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第9 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書 (様式第12号)

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第10 概算払の請求手続

(1) 提出書類 1部

ア 概算払承認申請書 (様式第13号)

イ 概算払補助金請求内訳書 (様式第14号)

ウ 工事費等支出状況説明表 (様式第15号)

エ 資金状況調 (様式第16号)

オ 請求書 (様式第12号)

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和4年度分の補助金から適用する。

別表第1 (第2関係)

事業の区分	補助事業 細目	補助事 業者	事業 主体	事業内容	国の要綱
1	住宅相談 支援	—	市町	国の交付金要綱に基づき、既存住宅の耐震化への誘導に関する事業で、耐震化未実施の既存住宅に対し意向調査の実施及び住宅相談員を派遣し、耐震改修、建替え又は耐震性を有する住宅等への住み替えに導くための事業	(12)①3. 第一号ニ
2	わが家の 専門家診断 事業	—	民間 組織	国の交付金要綱に基づき、既存住宅の耐震化への誘導に関する事業で、既存住宅の耐震化を推進している民間組織を支援するための事業	(12)①3. 第一号イ
			市町	国の交付金要綱に基づき、木造の既存住宅に静岡県耐震診断補強相談士を派遣し、耐震診断及び耐震相談を実施する事業	
3	非木造住宅の 耐震診断事業	—	市町	国の交付金要綱に基づき、非木造の既存住宅又は既存マンションを耐震診断する事業	(12)①3. 第一号イ
4	非木造住宅の 補強計画 策定事業	—	市町	国の交付金要綱に基づき、非木造の既存住宅又は既存マンションの補強計画を策定する事業	(12)①3. 第一号ハ
5	木造住宅の 耐震改修事業 (補強計画一 体型)	市町	所有者 又は 居住者	国の交付金要綱に基づき、木造の既存住宅の補強計画を策定し、耐震改修する事業	(12)①3. 第三号イ
			所有者 又は 居住者	国の交付金要綱に基づき、木造の既存住宅の補強計画を策定する事業(やむを得ず耐震改修を断念し、補強計画のみ実施する事業(高齢者のみが居住する住宅等に限る。))	(12)①3. 第一号ハ
6	木造住宅の 建替え・除却 事業	市町	所有者 又は 居住者	国の交付金要綱に基づき、木造の既存住宅を建替え又は除却する事業	(12)①3. 第三号ロ
7	木造住宅の 移転事業	—	市町	県内の木造の既存住宅から耐震性のある住宅等へ住み替える事業(高齢者のみが居住する住宅等に限る。)	—

8	非木造住宅の 耐震化事業	—	市町	所有者 又は 居住者	国の交付金要綱に基づき、非木造の既存住宅又は既存マンションを耐震改修、建替え又は除却する事業	(12)①3. 第三号ロ
9	建築物の 耐震診断事業	—	市町	所有者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、既存建築物を耐震診断する事業	(12)①3. 第二号イ
				所有者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、既存建築物の補強計画を策定する事業	(12)①3. 第二号ハ
11	建築物の 耐震化事業	—	市町	所有者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、既存建築物を耐震改修、建替え又は除却する事業	(12)①3. 第四号
				所有者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、避難所等を耐震改修又は建替える事業	(12)①3. 第五号
13	特定天井の 耐震改修事業	—	市町	所有者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、既存天井を耐震改修する事業	(12)①3. 第六号
				所有者、 居住者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、既存エレベーターの防災対策改修事業	(12)①3. 第七号
15	ブロック塀等 の安全確保 事業 (避難路付道 等)	耐震改修 建替え	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、ブロック塀等を耐震改修する事業	(12)①3. 第十二号
				所有者、 居住者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、ブロック塀等を建替える事業	
				所有者、 居住者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、ブロック塀等を除却する事業	
16	危険な ブロック塀等 の除却事業	—	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	危険なブロック塀等を除却する事業	—
				所有者 又は 居住者	国の交付金要綱に基づき、屋根を耐震診断する事業	
17	屋根の耐震診 断及び耐震改 修事業	耐震改修	市町	所有者 又は 居住者	国の交付金要綱に基づき、屋根を耐震診断する事業	(12)①3. 第十一号
				所有者 又は 居住者	国の交付金要綱に基づき、屋根を耐震改修する事業	

18	要緊急安全確認大規模建築物の耐震化事業	補強計画	市町	所有者又は管理者	国の補助金要綱に基づき、要緊急安全確認大規模建築物の補強計画を策定する事業	第3項第1号イ
		耐震改修	市町	所有者又は管理者	国の補助金要綱に基づき、要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修、建替え又は除却する事業	第3項第1号ロ
19	要安全確認計画記載建築物の耐震化事業	補強計画	市町	所有者、居住者又は管理者	国の補助金要綱に基づき、要安全確認計画記載建築物の補強計画を策定する事業	第3項第2号ロ
		耐震改修	市町	所有者、居住者又は管理者	国の補助金要綱に基づき、要安全確認計画記載建築物の耐震改修、建替え又は除却する事業	第3項第2号ハ
20	建築物等の耐震化事業(緊急輸送道路沿道)	耐震診断	市町	所有者、居住者又は管理者	国の補助金要綱に基づき、緊急輸送道路沿道の既存建築物等を耐震診断する事業	第3項第6号イ
		補強計画	市町	所有者、居住者又は管理者	国の補助金要綱に基づき、緊急輸送道路沿道の既存建築物等の補強計画を策定する事業	第3項第6号ロ
		耐震改修	市町	所有者、居住者又は管理者	国の補助金要綱に基づき、緊急輸送道路沿道の既存建築物等を耐震改修、建替え又は除却する事業	第3項第6号ハ
		耐震診断	市町	所有者、居住者又は管理者	国の補助金要綱に基づき、避難路沿道等の既存建築物等を耐震診断する事業	第3項第7号イ
21	建築物等の耐震化事業(避難路沿道等)	補強計画	市町	所有者、居住者又は管理者	国の補助金要綱に基づき、避難路沿道等の既存建築物等の補強計画を策定する事業	第3項第7号ロ
		耐震改修	市町	所有者、居住者又は管理者	国の補助金要綱に基づき、避難路沿道等の既存建築物等を耐震改修、建替え又は除却する事業	第3項第7号ハ
22	避難所等の耐震化事業(避難場所)	耐震診断	市町	所有者又は管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所となる避難所等を耐震診断する事業	第3項第3号イ
		補強計画	市町	所有者又は管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所となる避難所等の補強計画を策定する事業	第3項第3号ロ
		耐震改修	市町	所有者又は管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所となる避難所等を耐震改修又は建替える事業	第3項第3号ハ

23	マンシヨンの耐震化事業(避難場所)	耐震診断	市町	所有者、居住者又は管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所となる既存マンシヨンの耐震診断する事業	第3項第4号イ
		補強計画	市町	所有者、居住者又は管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所となる既存マンシヨンの補強計画を策定する事業	第3項第4号ロ
		耐震改修	市町	所有者、居住者又は管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所となる既存建築物を耐震改修又は建替える事業	第3項第4号ハ
		耐震診断	市町	所有者、居住者又は管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所となる既存建築物を耐震診断する事業	第3項第5号イ
24	建築物の耐震化事業(避難場所)	補強計画	市町	所有者、居住者又は管理者	国の補助金要綱に基づき、建築物となる既存建築物の補強計画を策定する事業	第3項第5号ロ
		耐震改修	市町	所有者、居住者又は管理者	国の補助金要綱に基づき、建築物となる既存建築物を耐震改修又は建替える事業	第3項第5号ハ
25	特定天井の耐震改修事業(避難場所)	-	市町	所有者又は管理者	国の補助金要綱に基づき、特定天井の既存天井を耐震改修する事業	第3項第8号
26	既存エレベーターの防災対策改修事業(避難場所)	-	市町	所有者、居住者又は管理者	国の補助金要綱に基づき、既存エレベーターを防災対策改修する事業(ただし、国の補助金要綱に基づくリスタート運転機能及び自動診断・仮復旧運転機能を追加する工事を除く)	第3項第9号
		移転	市町	所有者又は居住者	国の交付金要綱に基づき、がけ地の崩壊等(土石流及び地すべりを含む。)により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅を移転する事業	(12)⑦.
27	がけ地近接危険住宅移転事業	事業推進	-	市町	国の交付金要綱に基づき、がけ地の崩壊等(土石流及び地すべりを含む。)により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅の移転を促進する事業	(12)⑦.

(注1) 国の交付金要綱：社会資本整備総合交付金要綱附属第II編イ-16-(12)又はロ-16-(12)

(注2) 国の補助金要綱：地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱

(注3) 2 わが家の専門家診断事業、5 木造住宅の耐震改修事業(補強計画一体型)(耐震改修)

及び27 がけ地近接危険住宅移転事業を除き、地方自治法第252条の19で規定する指定都市は補助の対象外とする。

別表第2 (第3関係)

事業の区分	補助事業 細目	補助率 (額)
住宅の耐震化 の計画的実施 の誘導に係る 事業	住宅相談 支援 専門家 派遣 地域 耐震化 推進	国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町の要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。 国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町の要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。 1組織ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とし、1組織につき75,000円を限度とする。
わが家の 専門家 診断事業	—	1戸ごとに、当該事業に要する経費の8分の3以内とし、1戸につき17,690円を限度とする。
非木造住宅の 耐震診断事業	—	1戸ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
非木造住宅の 補強計画 策定事業	—	1戸ごとに、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
木造住宅の 耐震改修事業 (補強計画一 体型)	補強計画 及び耐震 改修	(1) 1戸ごとに、市町が補助するのに要する経費の2分の1と30万円とを比較して、いずれか少ない額とする。 ただし、高齢者のみが居住する住宅等については、市町が補助額を増す場合に限り、市町が割り増す額から当該割増額に係る国庫補助額を差し引いた額の2分の1と10万円とを比較して、いずれか少ない額を加えた額とする。 (2) 別表第4に定める在宅避難促進割増の条件に該当する住宅については、市町が補助額を増す場合に限り、市町が割り増す額と15万円とを比較して、いずれか少ない額を(1)の額に加えられた額とする。
木造住宅の 建替え・除却 事業	建替え 又は除却	補強計画の策定のみ実施するものについては、1戸ごとに、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額と同額の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
木造住宅の 移転事業	—	1戸ごとに、市町が補助するのに要する経費と10万円とを比較して、いずれか少ない額とする。
非木造住宅の 耐震化事業	—	1戸ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
建築物の 耐震診断事業	—	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
建築物の 補強計画策定 事業	—	1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。

11	建築物の 耐震化事業	—	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
12	避難所等の 耐震化事業	—	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
13	特定天井の 耐震改修事業	—	1件ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
14	既存エレベーターの防災 対策改修事業	—	1台ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
15	ブロック塀等の 安全確保 (避難路沿道 等)	耐震改修	1件ごとに当該事業に要する経費の6分の1以内かつ市町が補助するのに要する経費の4分の1以内とし、ブロック塀等の長さ1メートルにつき6,400円以内とする。
		建替え	1件ごとに当該事業に要する経費の6分の1以内かつ市町が補助するのに要する経費の4分の1以内とし、ブロック塀等の長さ1メートルにつき9,730円以内とする。
		除却	1件ごとに当該事業に要する経費の6分の1以内かつ市町が補助するのに要する経費の4分の1以内とし、ブロック塀等の長さ1メートルにつき3,330円以内とする。
16	危険な ブロック塀等 の除却事業	—	1件ごとに、当該事業に要する経費の4分の1以内かつ市町が補助するのに要する経費の2分の1以内とし、危険なブロック塀等の長さ1メートルにつき2,300円以内とする。
17	屋根の耐風診 断及び耐風改 修事業	耐風診断	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		耐風改修	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
18	要緊急安全 確認大規模 建築物の 耐震化事業	補強計画	1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		耐震改修	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。 ただし、ホテル・旅館の用途については、中小企業者が事業主体に限り、1棟ごとに、市町が補助するのに要する経費の当該事業に要する経費に対する比率(以下、「市町補助率」という。)が56.3%以下の場合、当該事業に要する経費に11.5%を乗じた金額とし、市町補助率が56.3%を超える場合は、当該事業に要する経費に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から当該事業に要する経費に対する国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。

19	要安全確認 計画記載 建築物の 耐震化事業	補強計画	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。 ただし、計画策定については、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から当該事業に要する経費に対する国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		耐震改修	
20	建築物等の 耐震化事業 (緊急輸送道 路沿道)	耐震診断	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		補強計画	ただし、計画策定については、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から当該事業に要する経費に対する国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		耐震改修	
21	建築物等の 耐震化事業 (避難路沿道 等)	耐震診断	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		補強計画	ただし、計画策定については、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から当該事業に要する経費に対する国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		耐震改修	
22	避難所等の 耐震化事業 (避難場所)	耐震診断	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		補強計画	ただし、計画策定については、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から当該事業に要する経費に対する国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		耐震改修	
23	マンションの 耐震化事業 (避難場所)	耐震診断	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		補強計画	ただし、計画策定については、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から当該事業に要する経費に対する国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		耐震改修	
24	建築物の 耐震化事業 (避難場所)	耐震診断	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		補強計画	ただし、計画策定については、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から当該事業に要する経費に対する国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		耐震改修	

25	特定天井の 耐震改修事業 (避難場所)	—	1件ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
26	既存エレベーターの防災対策改修事業 (避難場所)	—	1台ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
27	がけ地近接 危険住宅 移転事業	移転	国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		事業推進	国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。

備考 ※共同住宅(マンションを含む)、長屋等は1棟を1戸とみなす。

別表第3 (別表第2関係)

種別	床面積	基準額
一戸建住宅	木造	144,000円 (図面がある場合)
	木造以外	259,000円 (図面がない場合)
一戸建住宅以外	～1,000㎡未満	1,800,000円
	1,000～2,000㎡未満	3,000,000円
	2,000～3,000㎡未満	4,800,000円
	3,000～5,000㎡未満	6,000,000円
	5,000～10,000㎡未満	7,200,000円
10,000㎡～	9,000,000円	
		10,800,000円

別表第4 (別表第2関係)

在宅避難促進増増の条件 以下の1から4までの条件を満たすこと	
1	耐震診断の結果、倒壊の危険性の高い住宅であること
2	耐震改修により、地震後も自宅での生活継続を可能とする耐震性を確保する住宅であること
3	家具の固定を行う住宅であること
4	耐震改修のPRを行う住宅であること

20-2-5 コミュニティ助成事業実施要綱

第1 趣旨

一般財団法人 自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）は、まじの社会貢献広報事業として、この要綱の定めるところにより、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。

第2 助成事業

1. コミュニティ助成事業は、次の各事業とする。
 - (1) 一般コミュニティ助成事業
住民が主体的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げようことを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。
 - (2) コミュニティセンター助成事業
住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会所（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。
 - (3) 地域防災組織育成助成事業
 - ア. 自主防災組織育成助成事業
一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。
 - イ. 消防団育成助成事業
地域防炎のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要となる設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。
 - ウ. 女性消防クラブ育成助成事業
女性消防クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に関する事業。
 - エ. 幼年消防クラブ育成助成事業
幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要な資器材等の整備に関する事業。
 - オ. 女性消防隊育成助成事業
女性消防隊が初期消火活動を行うために必要となる0-1線経可撤消防ポンプ等及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資器材の整備に関する事業。
 - カ. 少年消防クラブ育成助成事業
将来の地域防炎を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資器材の整備に関する事業。

第3 助成対象団体

1. 事業実施主体は、次のとおりとする。
 - (1) 一般コミュニティ助成事業
市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織
 - (2) コミュニティセンター助成事業
市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織
 - (3) 地域防災組織育成助成事業
第2の1（3）の事業区分に従い、次のとおり。
 - ア. 市（区）町村又は市（区）町村が認める自主防災組織
 - イ. 消防団を有する市（区）町村、広域連合及び一部事務組合
 - ウ. 市（区）町村、広域連合及び一部事務組合
 - エ. 市（区）町村、広域連合及び一部事務組合
 - オ. 女性消防隊を有する市（区）町村、広域連合及び一部事務組合
 - カ. 少年消防クラブを有する市（区）町村、広域連合及び一部事務組合
 - (4) 青少年健全育成助成事業
市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織
 - (5) 地域づくり助成事業
第2の1（5）の事業区分に従い、次のとおり。
 - ア. 市（区）町村
 - イ. 市（区）町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会、実行委員会等。
 - (6) 地域の芸術環境づくり助成事業
市（区）町村、広域連合、一部事務組合、指定管理者、特定公益法人及び実行委員会
 - (7) 地域国際化推進助成事業
市（区）町村が認めるコミュニティ国際交流組織

第4 助成事業の実施主体

1. 事業実施主体は、次のとおりとする。
 - (1) 一般コミュニティ助成事業
市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織
 - (2) コミュニティセンター助成事業
市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織
 - (3) 地域防災組織育成助成事業
第2の1（3）の事業区分に従い、次のとおり。
 - ア. 市（区）町村又は市（区）町村が認める自主防災組織
 - イ. 消防団を有する市（区）町村、広域連合及び一部事務組合
 - ウ. 市（区）町村、広域連合及び一部事務組合
 - エ. 市（区）町村、広域連合及び一部事務組合
 - オ. 女性消防隊を有する市（区）町村、広域連合及び一部事務組合
 - カ. 少年消防クラブを有する市（区）町村、広域連合及び一部事務組合
 - (4) 青少年健全育成助成事業
市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織
 - (5) 地域づくり助成事業
第2の1（5）の事業区分に従い、次のとおり。
 - ア. 市（区）町村
 - イ. 市（区）町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会、実行委員会等。
 - (6) 地域の芸術環境づくり助成事業
市（区）町村、広域連合、一部事務組合、指定管理者、特定公益法人及び実行委員会
 - (7) 地域国際化推進助成事業
市（区）町村が認めるコミュニティ国際交流組織

第5 助成金

1. 助成金は、1件につき次の額で10万円単位（10万円未満を切り捨て）とする。
 - 100万円から250万円まで
 - コミュニティセンター助成事業
対象となる事業費の5分の3以内を相当する額。ただし、1,500万円まで。
 - 地域防災組織育成助成事業
第2の1（3）の事業区分に従い、次のとおり。
 - ア. 30万円から200万円まで
 - イ. 50万円から100万円まで
 - ウ. 100万円まで。ただし、防火防災訓練用資器材の整備については、60万円まで。
 - エ. 40万円まで
 - オ. 100万円まで
 - カ. 100万円まで
 - 青少年健全育成助成事業
30万円から100万円まで
 - 地域づくり助成事業
第2の1（5）の事業区分に従い、次のとおり。
 - ア. 1,000万円まで。ただし、ソフト事業の場合は500万円まで。
 - イ. 200万円まで。

第6 申請

1. 申請は、1件につき次の額で10万円単位（10万円未満を切り捨て）とする。
 - 100万円から250万円まで
 - コミュニティセンター助成事業
対象となる事業費の5分の3以内を相当する額。ただし、1,500万円まで。
 - 地域防災組織育成助成事業
第2の1（3）の事業区分に従い、次のとおり。
 - ア. 30万円から200万円まで
 - イ. 50万円から100万円まで
 - ウ. 100万円まで。ただし、防火防災訓練用資器材の整備については、60万円まで。
 - エ. 40万円まで
 - オ. 100万円まで
 - カ. 100万円まで
 - 青少年健全育成助成事業
30万円から100万円まで
 - 地域づくり助成事業
第2の1（5）の事業区分に従い、次のとおり。
 - ア. 1,000万円まで。ただし、ソフト事業の場合は500万円まで。
 - イ. 200万円まで。

第7 申請書の提出

1. 申請書の提出は、次のとおりとする。
 - (1) まじの社会貢献広報の効果を発揮できるもの。
 - (2) 国の補助金及び地方債を充当してはならないもの。（第2の1（6）は除く）
 - (3) 令和5年4月1日以前に実施し、翌年3月31日までに完了するもの。
 - (4) 原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備等の整備でないもの。

第3 助成対象団体
助成の対象となる団体は、市（区）町村（政令指定都市は除く。以下同じ。）、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会とする。

第4 助成事業の実施主体

1. 事業実施主体は、次のとおりとする。
 - (1) 一般コミュニティ助成事業
市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織
 - (2) コミュニティセンター助成事業
市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織
 - (3) 地域防災組織育成助成事業
第2の1（3）の事業区分に従い、次のとおり。
 - ア. 市（区）町村又は市（区）町村が認める自主防災組織
 - イ. 消防団を有する市（区）町村、広域連合及び一部事務組合
 - ウ. 市（区）町村、広域連合及び一部事務組合
 - エ. 市（区）町村、広域連合及び一部事務組合
 - オ. 女性消防隊を有する市（区）町村、広域連合及び一部事務組合
 - カ. 少年消防クラブを有する市（区）町村、広域連合及び一部事務組合
 - (4) 青少年健全育成助成事業
市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織
 - (5) 地域づくり助成事業
第2の1（5）の事業区分に従い、次のとおり。
 - ア. 市（区）町村
 - イ. 市（区）町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会、実行委員会等。
 - (6) 地域の芸術環境づくり助成事業
市（区）町村、広域連合、一部事務組合、指定管理者、特定公益法人及び実行委員会
 - (7) 地域国際化推進助成事業
市（区）町村が認めるコミュニティ国際交流組織

第5 助成金

1. 助成金は、1件につき次の額で10万円単位（10万円未満を切り捨て）とする。
 - 100万円から250万円まで
 - コミュニティセンター助成事業
対象となる事業費の5分の3以内を相当する額。ただし、1,500万円まで。
 - 地域防災組織育成助成事業
第2の1（3）の事業区分に従い、次のとおり。
 - ア. 30万円から200万円まで
 - イ. 50万円から100万円まで
 - ウ. 100万円まで。ただし、防火防災訓練用資器材の整備については、60万円まで。
 - エ. 40万円まで
 - オ. 100万円まで
 - カ. 100万円まで
 - 青少年健全育成助成事業
30万円から100万円まで
 - 地域づくり助成事業
第2の1（5）の事業区分に従い、次のとおり。
 - ア. 1,000万円まで。ただし、ソフト事業の場合は500万円まで。
 - イ. 200万円まで。

第6 申請

1. 申請は、1件につき次の額で10万円単位（10万円未満を切り捨て）とする。
 - 100万円から250万円まで
 - コミュニティセンター助成事業
対象となる事業費の5分の3以内を相当する額。ただし、1,500万円まで。
 - 地域防災組織育成助成事業
第2の1（3）の事業区分に従い、次のとおり。
 - ア. 30万円から200万円まで
 - イ. 50万円から100万円まで
 - ウ. 100万円まで。ただし、防火防災訓練用資器材の整備については、60万円まで。
 - エ. 40万円まで
 - オ. 100万円まで
 - カ. 100万円まで
 - 青少年健全育成助成事業
30万円から100万円まで
 - 地域づくり助成事業
第2の1（5）の事業区分に従い、次のとおり。
 - ア. 1,000万円まで。ただし、ソフト事業の場合は500万円まで。
 - イ. 200万円まで。

第7 申請書の提出

1. 申請書の提出は、次のとおりとする。
 - (1) まじの社会貢献広報の効果を発揮できるもの。
 - (2) 国の補助金及び地方債を充当してはならないもの。（第2の1（6）は除く）
 - (3) 令和5年4月1日以前に実施し、翌年3月31日までに完了するもの。
 - (4) 原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備等の整備でないもの。

6. 地域の芸術環境づくり助成事業
500万円まで
7. 地域国際化推進助成事業
200万円まで

第6 助成対象経費

1. 助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額とする。ただし、事業実施主体が負担金等を徴する場合には、総額から負担金等の収入を控除した額以内とする。
2. 次のものは助成対象外の経費とする。
 - (1) 土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用。
 - (2) ソフト事業における、事業実施主体の経営的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費。

第7 宝くじの社会貢献広報

1. 宝くじの受託事業収入を財源として助成されることから、事業で整備する施設又は設備等、若しくは実施するイベント等ソフト事業のポスターやチラシ及び看板等に、宝くじの広報表示を行うものとする。なお、表示にかかる経費は助成対象とする。
2. 広報誌等を通じ、「宝くじの助成金で整備した」若しくは「宝くじの助成金で実施する」旨の広報を行うものとする。

第8 助成の申請手続

助成対象団体の長は助成申請書（別記様式第1号）を、都道府県知事を経由して、自治総合センター理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。また、都道府県知事は、助成申請書と併せて副申請書（別記様式第2号）を、理事長に提出するものとする。

第9 助成の決定

1. 理事長は、助成申請書を受理した後、内容を確認し、助成の対象及び助成額を決定するものとする。
2. 理事長は、第2の助成事業のうち特に必要と認める場合には、当該事業に知見を有する者の協力を得て、助成申請書の内容を審査し、助成額を決定することができる。
3. 1により助成を決定した場合は、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府県知事はこれを助成対象団体の長に通知するものとする。
4. 1により決定した助成金は、必ず助成対象団体の予算に計上して処理するものとする。

第10 事業内容の変更

1. 助成対象団体の長は、助成の決定を受けた事業について、その内容に変更が生じる場合は、速やかにその理由を付し、都道府県知事を経由して、理事長に変更申請書（別記様式第4号）を提出し、事業実施前その承認を受けるものとする。
2. 1により変更を承認した場合は、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府県知事はこれを助成対象団体の長に通知するものとする。

第11 助成金の交付

1. 助成対象団体の長は助成金の交付を受けようとする場合は、事業完了後の所定の期間内に実績報告書（別記様式第3号）を作成し、必要書類を完備のうえ、都道府県知事を経由して理事長に提出するものとする。
2. 理事長は、実績報告書を受理した後、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を都道府県知事に通知するとともに、助成金を助成対象団体の長に交付するものとする。

第12 その他

この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとする。



目次

1章 体制整備と事前の備えについて	
1 学校の状況	1
2 教職員名簿	2
3 教職員の参集基準	3
4 教育活動の実施基準	5
5 職員の配備体制	7
6 情報の収集方法	9
7 緊急時の連絡体制	10
8 備品・備蓄品	12
9 避難計画・防災訓練計画・防災教育計画	14
10 施設設備安全点検	18
11 避難所対応	20
12 特別支援学校における留意事項	22
2章 災害対策について	
(1) 地震対策	
1 地震対策の基礎知識	24
2 地震災害における教育活動の実施基準	25
3 地震発生時の対応	26
4 南海トラフ地震臨時情報	29
5 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応	32
(2) 津波対策	
1 津波対策の基礎知識	35
2 津波警報・注意報発表時における教育活動実施基準	37
3 津波避難における留意事項	38
(3) 風水害対策	
1 気象情報の基礎知識	40
2 気象警報、注意報発表時における教育活動実施基準	45
3 気象警報等が発表された場合	49
4 積乱雲の発生にともなう「竜巻」「雷」「局地的大雨」への対応	50
(4) 原子力災害対策	
1 原子力災害の基礎知識	51
2 浜岡地域原子力災害広域避難計画	55
3 原子力施設において異常な事態が発生した場合に備えた学校の対応	58

20-3-1

学校の

危機管理マニュアル作成の手引き

(県教育委員会健康体育課)

(災害安全)

静岡県教育委員会

(令和2年3月)

(令和3年3月改定)

(5) 火山災害対策		
1	火山災害の基礎知識	61
2	警報発令時及び噴火発生時の対応	62
3	富士山火山災害対策が必要な学校	65
4	伊豆東部火山群災害対策が必要な学校	70
(6) 国民保護対策		
1	国民保護対策の基礎知識	73
2	ミサイル発射後に出されるJアラート警報時の対応	74
(7) その他		
1	大規模停電発生時における学校の対応	78
2	児童生徒の引き渡し及び待機	79
3章 学校再開について		
1	教育活動の再開に向けた流れ	81
2	心のケア	84

1章 体制整備と事前の備えについて

1 学校の状況(例)

学校所在地 の特徴	住所		
	海拔		
学校の 被害想定	海岸からの距離		
	近隣の河川		
	周辺の地形		
	最大震度		
	津波浸水		
	液状化		
	土砂災害警戒		
	区域等の指定		
	原子力発電所 との位置関係		
	火山避難対象 エリア		
生徒の状況	その他の被害		
	学年	1年 人 2年 人 3年 人	
	通学範囲	東端	
		西端	
		南端(沿岸)	
		北端	
	通学方法	徒歩	人
		自転車	人
		公共交通機関	人
		送迎	人
スクールバス		人	
支援を要する児童・生徒等	その他		

学校の状況として把握すべきこと
学校の所在地の特徴
南海トラフ地震等の自然災害の被害想定
児童・生徒人数
通学範囲
通学方法
支援を要する児童・生徒
その他、学校として把握すべきこと

<input type="checkbox"/> 児童生徒・教職員の安否確認 <input type="checkbox"/> 施設の安全点検 <input type="checkbox"/> 学校周辺交通状況の確認 <input type="checkbox"/> 電気、水道等のライフラインの確認 <input type="checkbox"/> 授業等実施の判断 → 児童生徒・保護者・教職員への連絡 <input type="checkbox"/> 避難者対応の支援（学校が避難所となった場合）
--

(3) 津波浸水域に位置する学校の津波浸水域外の学校への参集

- 教職員の参集を実施する場合は、浸水域に位置する学校への参集を避け、近隣の浸水域外への学校(災害時協力校)に参集し災害対策本部等を設置。
 - 事前に近隣校へ参集する場合の基準を定めておく。
 - 近隣校での災害時連携を定めておく。
- ※津波以外の災害においても、参集する学校が災害により参集が不可となる場合があります。このことを想定し、積極的に近隣の学校と連携し、参集先を変更しても良い。

災害時協力校 (例)

参集先	住所	電話番号
〇〇〇〇〇学校応接室	〇〇市●●町〇〇番地	054-●●●-〇〇〇〇
参集基準	①学校所在地で震度5弱以上の地震が発生し、沿岸地域に津波注意報・警報が発生されたとき。 ②本県以外で南海トラフ地震による津波が発生した場合。 (伊豆地区では、相模トラフ地震による津波発生も含む) ③南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合。	
実施業務	<input type="checkbox"/> 災害対策本部の開設 <input type="checkbox"/> 地震や被害に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 児童生徒・教職員の安否確認 <input type="checkbox"/> 施設の安全点検 <input type="checkbox"/> 学校周辺交通状況の確認	
協力校との災害時連携	<input type="checkbox"/> 〇〇〇〇学校会議室を災害対策本部として利用 <input type="checkbox"/> 災害対策本部に、電話1回線、インターネット使用環境のPC1台提供 <input type="checkbox"/> 災害対策本部に、ホワイトボード、マーカー、筆記用具、A3用紙提供 <input type="checkbox"/> 〇〇〇〇学校校務室の所定場所に、本校職員連絡先一覧と本校危機管理マニュアル、本校正門及び玄関開錠キーを常備 <input type="checkbox"/> 〇〇〇〇学校管理職と協力して県教育委員会、〇〇市危機管理課への対応を行う <input type="checkbox"/> 〇〇〇〇学校職員と協力して周辺避難所への生徒避難状況確認を行う	

4 教育活動の実施基準

※各学校、児童生徒の実情及び周辺の状況を踏まえた検討が必要

(1) 地震関連 (例) ※詳細は2章(1)地震対策の24ページを参照

状況	基準
調査中	<input type="checkbox"/> 原則通常授業
南海トラフ地震臨時情報	【事前避難地域対象校】 <input type="checkbox"/> 直ちに教育活動中止 (1週間程度の休校) 【上記以外の学校】 <input type="checkbox"/> 原則通常授業
	<input type="checkbox"/> 巨大地震注意 <input type="checkbox"/> 原則通常授業
	<input type="checkbox"/> 調査終了 <input type="checkbox"/> 原則通常授業
地震	<input type="checkbox"/> 学校が所在する地域で震度5弱以上の地震が発生したとき <input type="checkbox"/> 直ちに教育活動を中止
	<input type="checkbox"/> 学校が所在する地域で震度4以下の地震が発生したとき <input type="checkbox"/> 通常授業、ただし状況に応じて授業中止

(2) 津波警報・注意報 (例) ※詳細は2章(2)津波対策の36ページを参照

注意報・警報	教育活動実施基準
津波注意報	<在校時> <input type="checkbox"/> 平常授業 <input type="checkbox"/> 沿岸部の活動は中止
津波警報	<在校時> <input type="checkbox"/> 教育活動を中止 <学校管理下外>
大津波警報	<input type="checkbox"/> 避難または自宅待機 <input type="checkbox"/> 津波警報が解除され、登下校の安全が確保された時点で登校

(3) 気象注意報・警報 (例) ※詳細は2章(3)風水害対策の43ページを参照

情報	授業	対応
注意報 強風 大雨 洪水	平常授業	□安全に登校できることを確認した上で登校(確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機)
	授業中止	□午前○時の時点で△△市または居住市町に警報が発表されている場合は午前●時まで自宅待機 □午前●時の時点で警報が解除されていない場合は「1日休校」 □午前●時の時点で警報が解除されている場合は安全に登校できることを確認した上で午後の授業に間に合うように登校(確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機)
警報 大雨 洪水 その他 気象警報	平常授業 又は 授業中止	□安全に登下校できることを確認した上で登校 □市町から出される避難情報(次ページ)に留意し、安全を確保できない場合は、自宅待機または、休校
	平常授業 又は 授業中止	□安全に登下校できることを確認した上で登校(確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機) □市町から出される避難情報(次ページ)に留意し、安全を確保できない場合は、自宅待機または、休校

(4) 原子力災害 (例) ※詳細は2章(4)原子力災害対策の55ページを参照

	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
PAZ内学校	他たちに教育活動中止	他たちに教育活動中止	他たちに教育活動中止
UPZ内学校	他たちに教育活動中止	他たちに教育活動中止	他たちに教育活動中止
UPZ外学校	平常授業	平常授業	平常授業

(5) 噴火警報レベル (例) ※詳細は2章(5)火山災害対策の60ページを参照

レベル	教育活動の実施基準	下校・引渡しのルール
噴火警報 レベル5	□教育活動を中止	□下校又は引渡し
レベル4	□避難準備を整えた上で教育活動を継続 □校外、屋外での活動は中止	□必要に応じて下校又は引渡しの準備(※)
レベル3	□平常授業	□通常どおり
レベル2	□平常授業	□通常どおり
噴火予報 レベル1	□平常授業	□通常どおり

5 職員の配属体制

POINT	
1	全教職員が役割を理解すること。
2	管理職不在時を想定しておくこと。
3	保護者や地域、関係機関等との連携を図ること。

※各学校、児童生徒の実情及び周辺の状況を踏まえた検討が必要

(1) 災害対策本部と各班の業務【例】

班名	業務内容	実施時期(目安)			準備物
		事前	発生時	1日以内 3日以内	
災害対策本部	<input type="checkbox"/> 情報収集(気象・災害・交通情報等) <input type="checkbox"/> 校内放送等による指示や連絡 <input type="checkbox"/> 非常時持出品、重要書類、鍵等の確認及び搬出 <input type="checkbox"/> 災害対策本部の立ち上げ <input type="checkbox"/> 心急対応の決定 <input type="checkbox"/> 教育委員会・市町災害対策本部・PTAとの連絡調整 <input type="checkbox"/> 報道機関との対応 <input type="checkbox"/> 住民対応> <input type="checkbox"/> 避難者受け入れ場所の確保 <input type="checkbox"/> 避難者の誘導 <input type="checkbox"/> 市町・自主防災組織と連携した避難所の運営支援	○	○	○	<input type="checkbox"/> 拡声器・メガホン <input type="checkbox"/> ホイッスル <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 乾電池 <input type="checkbox"/> 点呼表 <input type="checkbox"/> 生徒名簿 <input type="checkbox"/> トランシーバー <input type="checkbox"/> マスターキー <input type="checkbox"/> バリケード <input type="checkbox"/> ロープ <input type="checkbox"/> テープ <input type="checkbox"/> 校内配置図
児童生徒班	<input type="checkbox"/> 負傷者等の把握と本部への報告 <input type="checkbox"/> 安全な避難経路を確認しての誘導 <input type="checkbox"/> 安否不明児童生徒等の把握と本部への報告 <input type="checkbox"/> 児童生徒等及び教職員の救出・救命	○	○	○	<input type="checkbox"/> クラス出席簿 <input type="checkbox"/> 引き渡しカード <input type="checkbox"/> クラス配置図 <input type="checkbox"/> トランシーバー
保護者対応班	<input type="checkbox"/> 引渡し場所の指定 <input type="checkbox"/> 保護者の身元確認 <input type="checkbox"/> 保護者への引渡し <input type="checkbox"/> 引渡し後の状況把握 <input type="checkbox"/> 児童生徒等の安否情報の提供	○	○	○	<input type="checkbox"/> 引渡し場所の指定 <input type="checkbox"/> 保護者の身元確認 <input type="checkbox"/> 保護者への引渡し <input type="checkbox"/> 引渡し後の状況把握 <input type="checkbox"/> 児童生徒等の安否情報の提供

7 緊急時の連絡体制

POINT	緊急連絡先として把握すべき関係機関を整理しておくこと。 <input type="checkbox"/> 管理職等（教職員間で共有） <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 市町災害対策本部 <input type="checkbox"/> 警察・消防 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警備会社 <input type="checkbox"/> ライフライン関係（電気・水道・ガス等）
-------	--

(3) 保護者等への非常時の通信手段の確保

<input type="checkbox"/> 休校等の連絡を確実に速やかに行うため、停電や回線の混雑等も予想し、予め複数の連絡手段を確保する。 <input type="checkbox"/> 児童生徒や保護者に連絡方法について周知しておく。
--

通信手段	説明・留意事項
	<input type="checkbox"/> 災害時を想定した、複数の連絡手段

(1) 職員連絡網

(2) 関係機関連絡先 (例)

関係機関	電話	F A X	備考 (メールアドレス等)
教育施設課	054-221-0000	054-221-0000	
高校教育課	054-221-0000	054-221-0000	kyoui_koukou@pref.shizuoka.lg.jp
特別支援教育課	054-221-0000	054-221-0000	kyoui_tokushi@pref.shizuoka.lg.jp
健康体育課	054-221-0000	054-221-0000	kyoui_kenkou@pref.shizuoka.lg.jp
〇〇高校	000-000-0000	000-000-0000	
〇〇特別支援学校	000-000-0000	000-000-0000	
近隣校	000-000-0000	000-000-0000	
〇〇市	000-000-0000	000-000-0000	
〇〇警察署	000-000-0000	000-000-0000	
〇〇交番	000-000-0000	000-000-0000	
〇〇消防署	000-000-0000	000-000-0000	
〇〇病院	000-000-0000	000-000-0000	内科/土日休診
〇〇医院	000-000-0000	000-000-0000	
〇〇眼科	000-000-0000	000-000-0000	
〇〇耳鼻科	000-000-0000	000-000-0000	
P T A 会長	000-000-0000	000-000-0000	
自治会長	000-000-0000	000-000-0000	
	000-000-0000	000-000-0000	

【参考例】

関係者に直接連絡する方法	通信手段	説明・留意事項
幅広い周知する方法	電子メール	学校のサーバーやインターネット回線を介して配信する。学校サーバーを介している場合、学校停電時に使用できない。送信先アドレスの登録が必要。
	連絡網サービス	民間企業等が提供するクラウドを介して配信する。個人の携帯電話やスマートフォンからログインして連絡することもできるため、停電時の連絡手段として有効。保護者等の個人による事前登録が必要。
	学習支援サービス	電話連絡網等を使って口頭で連絡する。個別の連絡になるため、連絡に時間がかかる。
	電話	学校のホームページに情報を掲載する。学校サーバーを介している場合、学校停電時は情報の更新ができない。受信者側の閲覧行動に依存している。
幅広い周知する方法	ホームページ	facebook等に情報を掲載する。個人のスマートフォンから情報を掲載することもできるため、停電時の連絡手段として有効。受信者側の閲覧行動に依存している。
	SNS	定期的に発信する必要がある。
	ラジオ	災害用伝言ダイヤル(災害用伝言板)に情報を登録する。開設はNTTによる判断となるので、使えないこともある。

9. 避難計画・防災訓練計画・防災教育計画

POINT

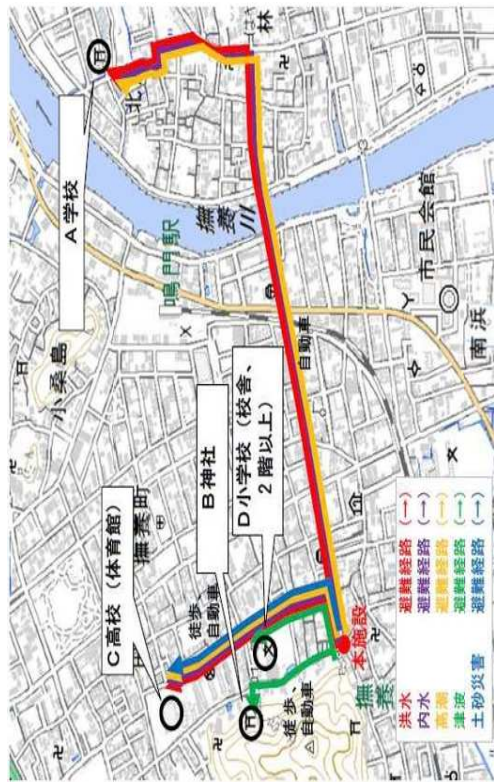
- 静岡県第4次地震被害想定において、30cm以上の津波浸水が想定される学校は、**南海トラフ地震に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法**により津波避難に関する訓練及び、防災教育を実施することが義務付けられています。
- 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び、洪水想定浸水区域内において、市町より要配慮者施設としての指定を受けている学校は、**水防法**または、**土砂災害防止法**により、土砂災害、洪水災害時の活動方針を定めるとともに、避難訓練及び防災教育を実施することが義務付けられています。
- 令和3年度から訓練結果の報告を市町に行う事が義務付けられます。

(1) 訓練計画 (例)

日時	訓練名	訓練内容
1回 ○月○日	引渡し訓練	避難訓練後、保護者への児童引渡し訓練を実施
2回 ○月○日	津波避難訓練	緊急地震速報を活用し、屋上への津波避難訓練を実施
3回 ○月○日	火災避難訓練	火災時の避難経路による避難訓練を実施
4回 ○月○日	土砂災害避難訓練	緊急的な2階以上の避難及び、引渡し訓練

(2) 避難経路図 (各種災害を想定した学校敷地内の避難経路図を掲載)

(3) 学校周辺地図 (例) (学校外の避難先や避難方法・経路を記載)



(4) 避難誘導方法 (例) (避難場所までの順路、避難方法を記載)

- ・洪水発生時は、○○通りにてC高校体育館へ避難。または、○○橋を通過してA高校へ避難する。
- ・土砂災害発生時は、○○通りにてC高校体育館へ避難する。
- ・津波災害発生時は、○○通りにてB神社へ避難。または、○○通りにて、D小学校2階へ避難する。
- ・避難する際は、徒歩にて避難する。

(5) 防災教育計画 (例)

日時	内容
○月○日	津波訓練後に静岡県地域局職員による○年生対象の津波防災講座を実施。
○月○日	○年生を対象に、ふじのくにジュニア防災士養成講座を実施。
○月○日	○年生を対象に、静岡県地域職員によるHIG演習を実施。
○月○日	土砂災害や水害について、土木事務所からの講座を実施。

(6) 洪水時・土砂災害時の活動方針 (土砂警戒区域・洪水浸水想定区域内の学校のみ策定)

【土砂災害警戒区域：例】

注意体制	警戒体制	非常体制
体制確立の判断時期 台風情報 大雨情報	情報収集 情報収集・資器材準備 要配慮者の避難誘導、保護者への連絡・引渡しの開始	施設全体の避難誘導、緊急的な避難の実施
対応要員	災害対策班	災害対策本部、児童生徒班、保護者対応班、施設管理班

【洪水浸水想定区域：例】

注意体制	警戒体制	非常体制
体制確立の判断時期 洪水注意情報 ○○川氾濫注意情報	情報収集 情報収集・資器材準備 要配慮者の避難誘導、保護者への連絡・引渡しの開始	施設全体の避難誘導、緊急的な避難の実施
対応要員	災害対策班	災害対策本部、児童生徒班、保護者対応班、施設管理班

(7) 自衛水防の組織と任務分担 (例) (洪水浸水想定区域内の学校のみ策定)

係	役割分担	任務内容
統括管理者	校長	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	班長：○○主任 班員：○○学年部	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	班長：○○主任 班員：○○学年部	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設置、操作にあたる。

ふじのくに防災士

～自分の命、大切な人の命を守るために～

南海トラフ地震や台風等の風水害から
自分の命を守ることができる人

家庭の防災対策を率先して考える
家庭の防災リーダーとなることができる人

地域の防災活動に参加する
地域の防災リーダーとなることが期待される人

対象学年
小4～高3

意識啓発コース

50分程度

- 語り部動画 (防災教育の重要性)
- 防災講話 (自助・共助の重要性、若者世代に期待すること)

元 釜石市立釜石東中学校 副校長・生徒出演

レポート提出

知識行動コース

100～150分程度

- 防災講話 (地震・津波の基礎知識、家庭内対策等)
- 防災演習 (HUG・DIG・災害時判断ゲーム等)

訓練参加 レポート提出

自主講義コース

学校で実施している防災教育の取組や各市町防災部局が実施する防災講座 など
意識啓発コース・知識行動コースと同等以上と認められる場合は、
「ふじのくにジュニア防災士」に認定することができます。
申請期い合わせは 県危機管理課まで
講座実施日の1ヶ月前までに申請してください! **054-221-2644**

ふじのくに防災士 Fujino-kuni Junior Disaster Prevention
静岡県危機管理課 054-221-2644

講座実施から認定証発行までの流れ

意識啓発コース

1 市内各地域へ講座実施依頼
2 講座実施
3 市内各地域へレポート提出
4 認定証発行!

知識行動コース

1 市内各地域へ講座実施依頼
2 講座実施
3 地域防災訓練参加
4 市内各地域へレポート提出
5 認定証発行!

自主講義コース

1 県庁内へ事前申請
2 承認後講座実施
3 地域防災訓練参加
4 市内各地域へレポート提出
5 認定証発行!

※知識行動コースと同等認定の場合のみ

養成講座メニュー

防災講話

語り部動画

HUG (避難所運営ゲーム)

DIG (防災図上訓練)

災害時判断ゲーム

講座依頼連絡先

1 賀茂地域局	0558-24-2004
2 東部地域局	055-920-2180
3 中部地域局	054-644-9104
4 西部地域局	0538-37-2204

ふじのくに防災士 Fujino-kuni Junior Disaster Prevention
静岡県危機管理課 054-221-2644

10 施設設備安全点検

POINT	1 継続的・計画的な安全点検（定期・臨時・日常）を行うこと。
	2 避難経路や避難場所の点検も実施すること。

(1) 避難経路・避難場所の点検【例】

<input type="checkbox"/>	分かりやすい案内や表示があるか。
<input type="checkbox"/>	避難経路に障害物がないか。
<input type="checkbox"/>	災害の種類、状況に対応した複数の避難経路と避難場所が確保されているか。
<input type="checkbox"/>	児童生徒等の発達段階や地域の自然的環境・社会的環境を踏まえているか。
<input type="checkbox"/>	近隣住民や帰宅困難者の避難を想定しているか。
<input type="checkbox"/>	実地見分を行っているか。
<input type="checkbox"/>	学校等の定めた避難経路、避難場所を見守る児童生徒等や保護者に周知しているか。

(2) 非構造部材の点検【例】

天井	<input type="checkbox"/>	天井材（仕上げボード）に破損等の異常は見当たらないか。
照明器具	<input type="checkbox"/>	照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか。
窓ガラス	<input type="checkbox"/>	窓ガラスにひび割れ等の異常はないか。
	<input type="checkbox"/>	開閉可能な窓の鍵はかかっているか。
外壁（外装材）	<input type="checkbox"/>	外壁にひび割れ等の異常は見当たらないか。
取納棚等	<input type="checkbox"/>	書庫等は取付金物で壁や床に固定しているか。

【参考】施設及び設備の安全点検に関する法的根拠等】

種類	具体例	対象	法的根拠	
定期点検	<input type="checkbox"/>	毎学期1回以上	<input type="checkbox"/>	児童生徒等が多く使用する 校地、運動場、教室、特別教 室、廊下、昇降口、ペランダ 、階段、便所、手洗い場、給 食室、屋上等
	<input type="checkbox"/>	計画的に、また教職員全 員が組織的に実施		
	<input type="checkbox"/>	毎月1回	<input type="checkbox"/>	児童生徒等が使用する 施設及び設備の異常の有無について系統的 に行わなければならない。
				児童生徒等 が通常使用する施設及び設備 の異常の有無について系統的 に行わなければならない。

臨時点検	<input type="checkbox"/>	運動会や体育祭、文化祭等の学校行事の前 暴風雨、地震、近隣で火災等の災害時 近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）等の発生時	<input type="checkbox"/>	必要に応じて設定	(同第28条第2項) 必要があるときは、臨時に安全点検を行う。
日常点検	<input type="checkbox"/>	毎授業日ごと	<input type="checkbox"/>	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所	(同第29条) 設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

(3) 施設・設備配置図（学校配置図等）

1.1 避難所対応

POINT	確認事項
1	年1回以上市町防災担当、自主防災組織等と「避難所運営に関する話し合い」等において、避難所運営における役割分担等について話し合うこと。
2	避難所利用者による避難所運営を支援しつつ、教育活動の早期正常化（学校再開）を図ること。

(1) 避難所運営における施設管理者となる学校の役割

「避難生活の手引き」(静岡県危機管理部)	
●避難所運営の主な役割分担	
避難所運営組織 (避難所利用者による)	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の運営主体 地域のマニコリアル等に基づく避難所立ち上げ等は、自主防災組織等から速やかに運営を担い、利用者をメジャーとする「避難所運営組織」を立ち上げる。
自主防災組織 (地元自治会)	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の立ち上げを主導する (通信、)避難所運営組織に体制を移行する 避難所や地域住民への情報伝達 在宅避難者の把握及び支援 地域全体の防火・防災活動
避難所施設管理世帯 (学校等)	<ul style="list-style-type: none"> 市町職員と連携し施設設備の運営状況や安全性の確認 施設管理 避難所の運営支援(おもに食料、用品) 施設管理と協力した避難所の開設準備(開設)
市町職員	<ul style="list-style-type: none"> 市町本部との連絡調整 避難所の運営支援

コラム

東日本大震災では、避難所となった学校は最大で581校にのぼり、長期にわたり教職員が避難所運営の中心的な役割を担うことになった例が多くみられました。しかし、学校と地域が日頃から連携していた学校では、地域住民による避難所運営に円滑に移行でき、教職員が児童生徒の安全確認や学校再開に向けた業務に専念できたという事例も報告されています。

「防災教育推進のための連絡会議」等を活用した、地域住民、市町防災局との「避難所運営に関する話し合い」が必要不可欠となっています。

(2) 避難所の施設管理者として確認すべきこと(例)

確認事項	
<input type="checkbox"/>	自主防災組織、施設管理者(学校等)と市町防災部局との連絡先(勤務時間外を含む)
<input type="checkbox"/>	施設管理者として、避難者に提供できる施設やスペース、使用可能な機材
<input type="checkbox"/>	避難所用備蓄品・機材等の保管場所(市町等が準備した備蓄品等の保管スペースの提供)
<input type="checkbox"/>	避難所施設の鍵の保持者氏名と連絡先

避難所運営に関する話し合い確認事項(施設管理者用)

1 施設について

名称	
住所	
連絡先	TEL: FAX:
避難所利用者の居住地域名	施設管理者数

2 関係者連絡先

担当者氏名	連絡先①(勤務時間内)	連絡先②(勤務時間外)
施設管理者①		
施設管理者②		
市町防災担当		
避難所係職員		
地域住民①		
地域住民②		

3 避難所生活スペース、備蓄品、機材について(施設管理者として提供できるものを記載)

避難所生活スペース (トイレ等も含む)	
避難所へ提供できる機材等	
備蓄品・資機材保管場所 (備蓄品・資機材は市町準備)	

4 避難所開閉について

氏名		連絡先
施設管理者		
避難所内 勤務時間内	市町担当者	
	地域住民	
避難所を閉 置する担当 者	施設管理者	
	市町担当者	
	地域住民	
その他、 避難所鍵のカギを持っている人		

12 特別支援学校における留意事項

POINT	1 障害のある児童生徒に予想される状況を理解すること。
	2 障害種別に応じた支援体制と対応計画を構築すること。

(1) 障害のある児童生徒が陥りやすい状況（例）

情報の理解 や意思表示	<ul style="list-style-type: none"> 情報の理解・判断に時間を要したり、できなかつたりすることがある。 全体への緊急情報伝達だけでは、情報伝達漏れが生じやすい。 自分の意思を伝えることが困難なことがある。 自らの状況（けが・病気等）を的確に訴えることができず、周囲に気付かれにくい。
危険回避 行動	<ul style="list-style-type: none"> 危険の認知や落下物等からの危険回避が遅れることがある。 風水害時の強風や濁流等に抗することが難しい。
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> 落下物や転倒物、段差や傾斜により避難行動に支障が生じることがある。 停電等、エレベーターが使えない状況で階下や屋上への避難に支障が生じる。
生命・生活 維持	<ul style="list-style-type: none"> 薬や医療用具の不足や機器の不具合等により生命・生活の維持が困難となる。 避難時の天候や気温によって生命の危機が生じる。
非日常への 適応	<ul style="list-style-type: none"> 経験したことのない場面や急激な環境の変化に対応できない。 不安な気持ちが増幅され、普段以上に感情のコントロールができない。

(2) 特別支援学校の特性に応じた危機管理マニュアル作成時の留意点（例）

障害特性に 応じた備蓄	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動時の使用物品 担架や代用品（毛布等）／車椅子／避難車／誘導ロープ／メガホン／絵カード 避難生活時の使用物品 マシナチャー・調理ばさみ・とろみ剤／紙オムツ／おしり拭き・ビニール袋・手袋／筆談ボード／ラジオ／一人用テント
医療ニーズに 応じた備蓄	<ul style="list-style-type: none"> 医療ニーズ 呼吸管理（気管切開等）／経管栄養／アレルギー／体温管理／服薬 備蓄品 吸引・経管等の医療機器や医療器具／医療機器のバッテリー／毛布・カイロ・ 防寒着／扇風機／医療機器の指示書／災害時預かり薬／発電機（医療機器等の 電力供給）／燃料／簡易コンロと鍋（経管栄養の加温用）
登下校中を 想定した準備	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の通学経路と時間の目安（経路上の避難場所や交番等） 津波・火災等の二次災害に備えた通学バスの避難場所・経路 通信手段の途絶時に安否確認や情報伝達を行う地区別担当者を設定 災害用児童生徒名簿 緊急連絡先 ○ 自宅以外の避難予定先 ○ 放課後ケア等の利用状況

保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の対応や連絡方法等に関する共通理解 登下校中の発災時における自力通学児童生徒の捜索・保護の依頼 避難場所・必要物品等の確認 児童生徒居住地区での防災訓練への参加の奨励（障害への理解促進）
---------	---

(3) 発生時～事後の危機管理（例）

初期対応	<ul style="list-style-type: none"> 簡潔な言葉や手話・絵カード等で、今の状況を理解させ、これからの見通しを持たせる。 避難の際には肯定形で指示を出す。 「押さない・走らない」→「落ち着いて・歩きます」
引渡しと待機	<ul style="list-style-type: none"> 安否確認後、保護者への引渡しを実施する。 児童生徒の状況（パニックの有無、健康状態等）や、自宅の被災状況等によつては、保護者とともに学校に待機させることも検討する。
安否確認	<ul style="list-style-type: none"> 通学中の発災の場合、各経路に教職員を派遣し、保護者の協力を得ながら通学経路に沿って児童生徒を捜索し、保護する。 家庭訪問や避難所の巡回により、児童生徒の状況を把握する。
状況把握と 心のケア	<ul style="list-style-type: none"> 学校再開まで時間を要する場合は、登校可能日を設けるなど、児童生徒が学校で過ごす時間を確保することも検討する。 大きな災害に遭遇し、状態が変化している児童生徒への対応を検討する。 必要があれば専門家の助言を受ける。

2章 災害対策について

(1) 地震対策

1 地震対策の基礎知識

(1) 静岡県第4次地震被害想定

県では、東日本大震災の教訓を生かし、今後の地震・津波対策の基礎資料として活用するため、「第4次地震被害想定」を策定した。

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿い	発生頻度が比較的高く(駿河・南海トラフでは約100～150年に1回)、発生すれば大きな被害をもたらす可能性を考慮した最大クラスの地震・津波 死者数：約16,000人 (うち津波：約9,000人)	発生頻度は極めて低い、発生すれば莫大な被害をもたらす可能性を考慮した最大クラスの地震・津波 死者数：約105,000人 (うち津波：約96,000人)
相模トラフ沿い	東海地震・東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 (マグニチュード8.0～8.7) 死者数：約3,000人 (うち津波：約2,900人)	南海トラフ巨大地震 (マグニチュード9程度) 死者数：約6,000人 (うち津波：約5,700人)
電	大正型関東地震 (マグニチュード8.0～8.2)	元禄型関東地震 (マグニチュード8.2～8.5) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (マグニチュード8.7程度)
電	力	力
電	力	力
上水道	力	力
下水道	力	力
ガス	力	力

ライフラインの機能支障・復旧想定

- ・発災直後は県内需要家の9割程度が停電、4日後でも1割弱停電が継続(応急復旧には1週間程度が必要)
- ・固定電話は発災直後に県内回線の9割程度が不通、1日後でも8割程度が不通のまま(応急復旧には1～2週間程度が必要)
- ・携帯電話は基地局の停電や停電の影響で発災1日後は県内全域で非常につながりにくい状態(応急復旧には、1～2週間程度が必要)
- ・上記以外に発災直後から通話量の急激な増減が発生し、電話がつながりにくい状態
- ・発災直後は県内ほぼ全域で断水、1週間後でも県内の給水人口の5割以上で断水が継続(応急復旧には4～6週間程度が必要)
- ・発災1日後、県内の処理人口の5～7割近くが機能支障となり、各地で排水困難な地区が発生(応急復旧には2～5週間程度が必要)
- ・都市ガスは発災直後の県内停止率が7～8割程度(応急復旧には4～6週間程度が必要)
- ・LPGガスは発災直後に3～4割程度の需要家で機能支障が発生するが、点検後早期の復旧が可能

2 地震災害における教育活動の実施基準

POINT
1 実施基準について児童生徒及び保護者と共通理解を図ること。
2 授業中止等の決定を児童生徒及び保護者に伝達する方法は、大規模災害も想定し、複数確保しておくこと(9ページ参照)

(1) 地震災害発生時の教育活動実施基準(例)

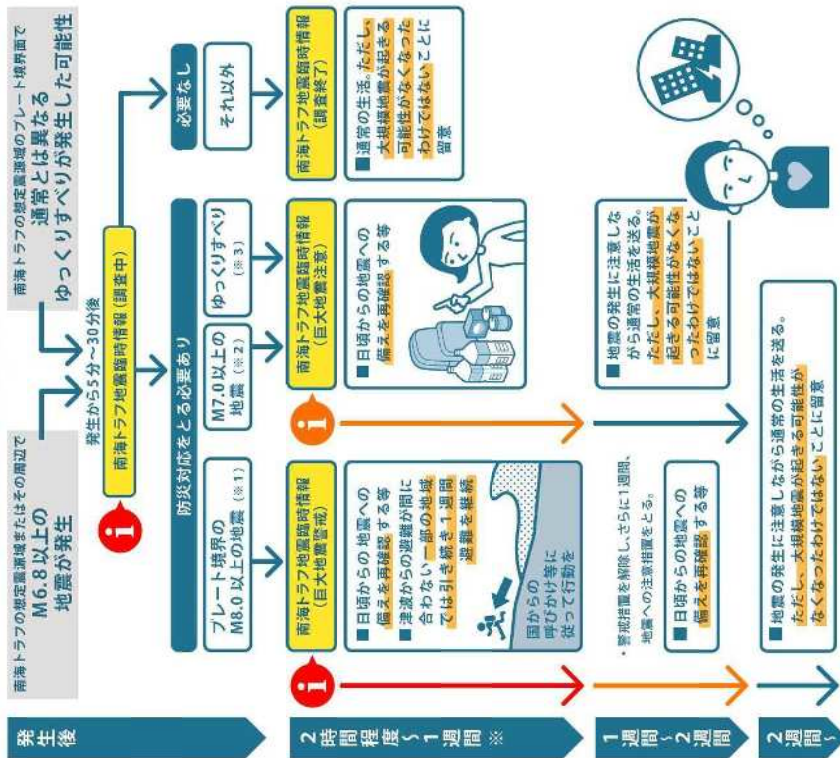
※各学校、児童生徒の状況及び周辺の状況を踏まえた検討が必要

状況		基準
地震	調査中	□ 原則通常授業
	巨大地震警戒 南海トラフ地震臨時情報	【事前避難地域対象校】 □ 直ちに教育活動中止 (1週間程度の休校) 【上記以外の学校】 □ 原則通常授業
		巨大地震注意 □ 原則通常授業
調査終了	□ 原則通常授業	
地震	学校が所在する地域で震度5弱以上の地震が発生したとき	□ 直ちに教育活動を中止
	学校が所在する地域で震度4以下の地震が発生したとき	□ 通常授業、ただし状況に応じて授業中止

時間差で発生する巨大地震に備えよう ～南海トラフ地震臨時情報～

- 南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。
- 政府や地方公共団体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとります。

地震発生後の防災対応の流れ



※1 南海トラフの想定震源域またはその周辺で M8.0以上の地震が発生
※2 プレート境界、またはその周辺で M7.0以上の地震が発生 (ただし、プレート境界の M8.0以上の地震発生後)
※3 住民が警戒を感知することがない、プレート境界面のゆっくりにとらずに通常の生活を継続した場合は

地震の発生に備えよう

□ 家具の固定

□ 非常用持ち出し袋の準備

□ 避難場所や避難経路の確認

□ 水や食料の備蓄

□ 建物の耐震化

□ 感震ブレーカーの設置 (分電盤タイプ) (コンセントタイプ) (後付型)

自らの命、大切な人の命を守るために、今から準備しておきましょう

(気象庁資料「南海トラフ地震～その時の備え～」R1.6より)

【学校における防災対応の留意事項】

計画に記載すべき留意事項	個別の留意事項
○幼稚園、小・中学校等については、児童生徒等に対する保護の方法について対策計画に明示するものとする。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。	○事前避難対象地域に位置する学校は、避難勧告等が発令された場合、児童生徒等の安全確保のため、臨時休業等の適切な対応をとる。

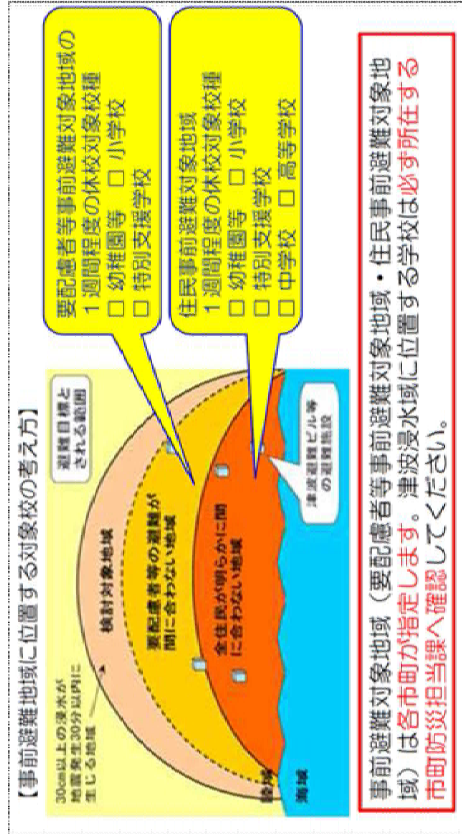
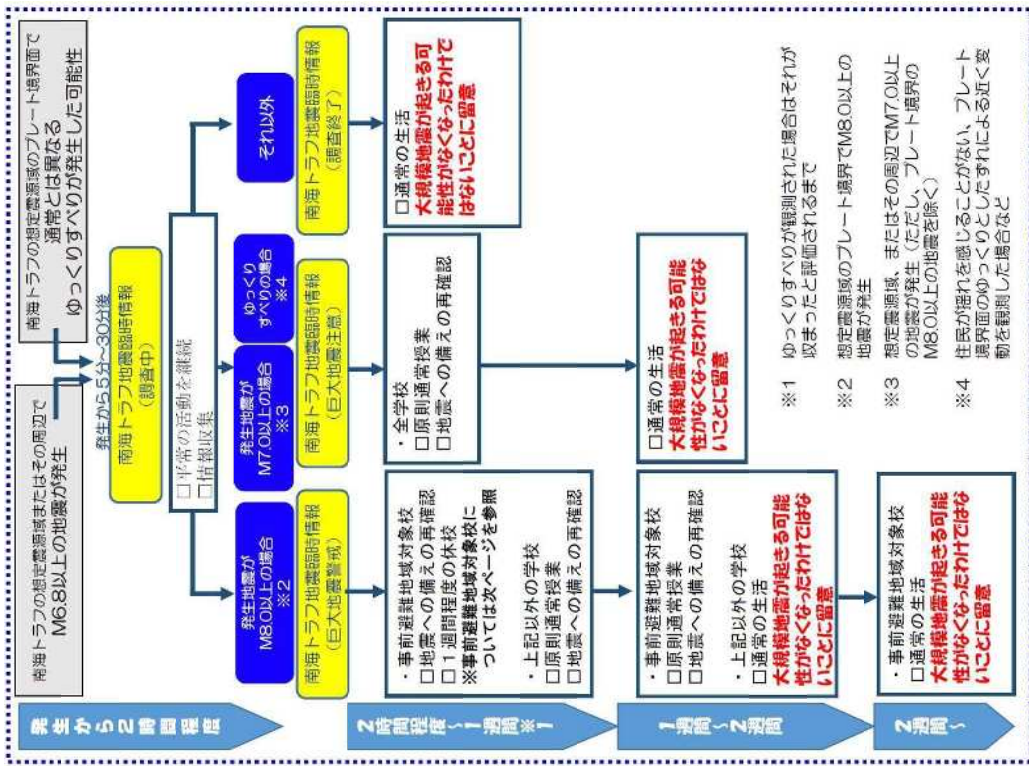
(内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」抜粋 H31.3)

5 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

- POINT
- 1 情報に応じた教育活動の実施基準や教職員の参集基準を定めておくこと。
 - 2 日頃の備え（地震災害対応、備蓄品、施設の安全等）を再確認すること。

(1) 南海トラフ地震臨時情報発表時の学校対応の流れ

※各学校、児童生徒の状況及び周辺の状況を踏まえた検討が必要



(2) 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時の学校の対応（例）

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 原則通常授業	
<input type="checkbox"/> 応急対策要員による情報収集	<input type="checkbox"/> 災害対策本部
<input type="checkbox"/> 校内放送等による連絡	<input type="checkbox"/> 災害対策本部

(3) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の学校の対応（事前避難地域の学校対応例）

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 授業中止（1週間程度の休校）の決定	<input type="checkbox"/> 災害対策本部
<input type="checkbox"/> 教育委員会との連絡調整	<input type="checkbox"/> 災害対策本部
<input type="checkbox"/> 地震への備えの再確認（集団下校する場合）	<input type="checkbox"/> 全職員
<input type="checkbox"/> 集団下校班の編成	<input type="checkbox"/> 児童生徒班
<input type="checkbox"/> 集団下校路の確認	<input type="checkbox"/> 児童生徒班
<input type="checkbox"/> 保護者への休校及び集団下校の連絡（引渡しをする場合）	<input type="checkbox"/> 災害対策本部
<input type="checkbox"/> 保護者への休校及び引渡し場所の連絡	<input type="checkbox"/> 保護者対応班
<input type="checkbox"/> 保護者引き渡し時の身元確認	<input type="checkbox"/> 保護者対応班
<input type="checkbox"/> 保護者引き渡し後状況把握	<input type="checkbox"/> 保護者対応班

(4)「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表時の学校の対応(事前避難地域以外の学校対応例)

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 原則通常授業	<input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 全職員
<input type="checkbox"/> 教育委員会との連絡調整	
<input type="checkbox"/> 保護者への学校対応の連絡	
<input type="checkbox"/> 地震への備えの再確認	

(5)「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」発表時の対応(例)

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 原則通常授業	<input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 全職員
<input type="checkbox"/> 教育委員会との連絡調整	
<input type="checkbox"/> 保護者への学校対応の連絡	
<input type="checkbox"/> 地震への備えの再確認	

地震への備えの再確認事項(例)

日頃の備え	再確認事項	確認方法または確認者
地震災害への対応	<input type="checkbox"/> 参集基準・教育活動実施基準 <input type="checkbox"/> 各班の人員・役割 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 <input type="checkbox"/> 安否確認方法 <input type="checkbox"/> 引渡し方法 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡(内容・方法・タイミング)	<input type="checkbox"/> マニュアル等で職員 員の共通理解
持出品や備蓄品、機材の確認	<input type="checkbox"/> 頭部を保護するもの <input type="checkbox"/> 避難行動に役立つもの <input type="checkbox"/> 生活に役立つもの <input type="checkbox"/> 救護に役立つもの	<input type="checkbox"/> 施設管理班による安 全点検
児童生徒の安全	<input type="checkbox"/> 避難経路・避難場所 <input type="checkbox"/> 登下校路の安全確認 <input type="checkbox"/> 照明器具窓ガラスなどの非構造部材 <input type="checkbox"/> 収納棚などの転倒防止対策	<input type="checkbox"/> 各班で確認

(6)「南海トラフ地震臨時情報(調査終了)」発表時の対応(例)

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 保護者への学校対応の連絡 (大規模地震が起きる可能性がなくなつたわけではないことに留意)	<input type="checkbox"/> 災害対策本部

(2) 津波対策

1 津波対策の基礎知識

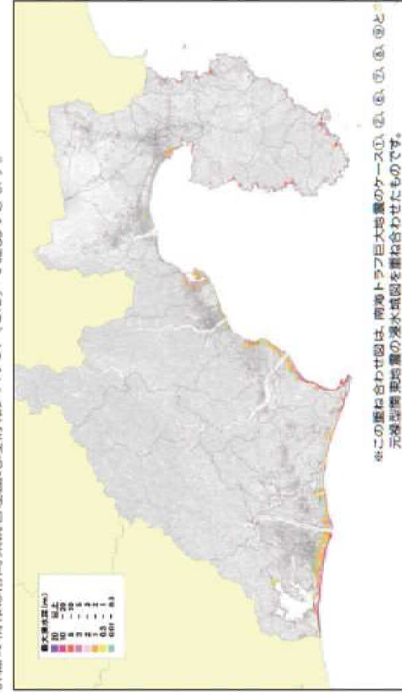
(1) 静岡県第4次地震被害想定

静岡県地理情報システム(GIS)や市町のハザードマップ等を活用し、静岡県第4次地震被害想定における学校及び学校周辺の津波被害(浸水深・到達時間等)を把握する。

「地震防災ガイドブック」(静岡県危機管理部)

静岡県で予想される津波

静岡県第4次地震被害想定津波浸水(レベル2津波の最大浸水範囲を含む図)平成25年6月27日発表
津波危険予想地域や山崖崩れの危険箇所等については市町などに情報がありません。市町では、危険箇所を地図にし「ハザードマップ」を作っているところもあります。詳しい情報は静岡県統合基礎地理情報システム(GIS)で確認できます。



(2) 静岡県第4次地震被害想定(レベル2津波)において浸水域内に立地する県立学校

高 校	松崎高等学校/清水南高等学校/焼津水産高等学校/相良高等学校/藤原高等学校/浜松南高等学校/浜松江之島高等学校/新居高等学校
特別 支 援 学 校	浜松特別支援学校/藤枝特別支援学校焼津分校/東部特別支援学校伊豆下田分校/東部特別支援学校伊豆松崎分校/東部特別支援学校伊東分校

(3) 津波警報・津波注意報

津波による災害の発生が予想される場合には、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表される。

「津波防災」(気象庁)	
<p>津波による災害の発生が予想される場合には、地震発生後、約3分で大津波警報、津波警報、津波注意報を発表します。その後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表します。</p>	
<p>予想される津波の高さ 数値での発表 (発表基準)</p>	<p>とるべき行動</p>
<p>10m 超 (10m<高さは)</p>	<p>大津波警報</p>
<p>10m (5m<高さは(5m) (3m<高さは(3m)</p>	<p>大津波警報 津波警報</p>
<p>3m (1m<高さは(3m)</p>	<p>津波警報</p>
<p>1m (0.5m<高さは(1m)</p>	<p>津波注意報</p>
<p>地震発生後、予想される津波の高さが20cm未満で津波の心配がない場合、または津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、津波予報(若干の海面変動)を発表します。</p>	
<p>「津波警報・注意報と避難のポイント」(気象庁)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・震源が陸地に近いと、津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始しましょう。 ・津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難をしましょう。 ・津波は沿岸部の地形等の影響により、局地的に予想より高くなる場合があります。こちらから安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。 ・津波は長い時間繰り返し襲ってきます。津波警報が解除されるまでは、避難を続けましょう。 	

2 津波警報・注意報発表時における教育活動実施基準

POINT	
1	情報を正確に理解し、児童生徒・教職員・教職員の安全を第一に考えて対応を決定すること。
2	授業の実施や教職員の参集については、各校の立地や通学区区域を考慮して決定すること。

※各学校、児童生徒の事情及び周辺の状況を踏まえた検討が必要

(1) 津波警報・注意報発表時の教育活動実施基準(例)

注意報・警報	教育活動実施基準
津波注意報	<p><在校時></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 平常授業 □ 沿岸部の活動は中止
津波警報	<p><在校時></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 教育活動を中止 □ 学校管理下外>
大津波警報	<ul style="list-style-type: none"> □ 避難またはは自宅待機 □ 津波警報が解除され、登下校の安全が確保された時点で登校

(2) 津波警報・注意報発表時の学校の対応(例)

注意報・警報	実施項目	実施者
津波注意報	<ul style="list-style-type: none"> □ 教育活動継続(沿岸部の活動は中止) 	<ul style="list-style-type: none"> □ 災害対策本部
津波警報	<ul style="list-style-type: none"> □ 上層階(又は屋上)又は周辺高台への避難指示。 □ 児童生徒・教職員の安否確認 □ 津波に関する情報(テレビ・ラジオ等) □ 学校周辺状況の目視 □ 関係機関への連絡調整 □ 学区内(通学路)の状況把握 □ 近隣学校との情報交換 □ 保護者への連絡 □ 学校が避難場所(津波避難ビル等)に指定されている場合、避難者の誘導等 	<ul style="list-style-type: none"> □ 全職員 □ 児童生徒班 □ 災害対策本部 □ 施設管理班 □ 災害対策本部 □ 施設管理班 □ 災害対策本部 □ 保護者対応班 □ 災害対策本部
大津波警報		

3 津波避難における留意事項

POINT	1 少しでも早く、少しでも高いところに避難すること。
	2 情報収集を継続し、警報等が解除され安全が確認されるまでは沿岸部に近づかないこと。

(1) 津波避難における留意事項

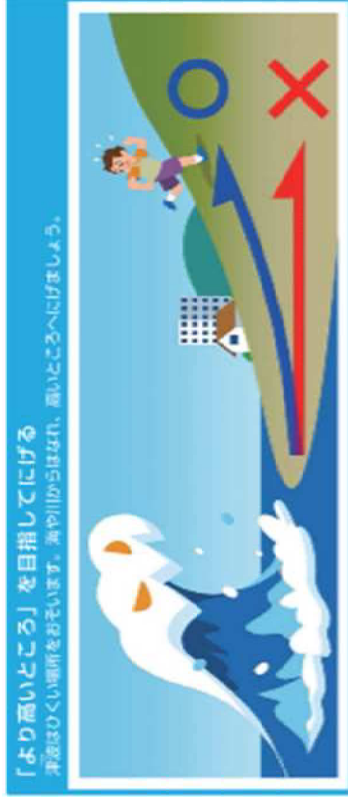
避難開始 【ただちに】	<input type="checkbox"/> 教職員は的確な判断をし、ただちに高台等への避難を指示する。 <input type="checkbox"/> 教職員不在時は児童生徒だけでも避難を開始する（訓練が必要）。 <input type="checkbox"/> 沿岸部での活動中に地震が発生した場合は、情報を待たずに避難を開始する。（地震だ、津波だ、すぐ避難！）
避難中 【続ける】 【あきらめない】	<input type="checkbox"/> 想定を超える大津波発生の可能性を考慮し、より高く安全な場所への避難を継続する。 <input type="checkbox"/> 建物の倒壊や土砂災害等により避難経路が通行不能となった場合、迂回路等を使用し避難行動を継続する。
避難後 【戻らない】	<input type="checkbox"/> 津波は繰り返すため、警報等が解除され安全が確認されるまで沿岸部には近づかない。 <input type="checkbox"/> 児童生徒・教職員の安否確認を行い、正確な情報収集に努める。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の心身の状態を把握する。

(2) 津波避難後の引渡し（帰宅）

次の例示を参考に、あらかじめ決めておく。（学校安全総合支援事業成果）

判断者	避難状態の解除を誰が行うのか、判断者の代理者は誰か
判断基準 (例)	<input type="checkbox"/> 大津波・津波警報は解除されているか。 <input type="checkbox"/> 保護者等との連絡手段の確保できているか。 <input type="checkbox"/> 学校周辺の浸水状況の確認。 <input type="checkbox"/> 利用できる交通機関はあるか。 <input type="checkbox"/> 保護者の自家用車での来校は可能か。 <input type="checkbox"/> 集団で帰宅させる場合、安全な下校路が確保できるか。 ※児童生徒及び引渡しする保護者の安全が確保されるまでは、引き渡しまたは、下校は実施しない。
引渡し (帰宅) 方法 (例)	<input type="checkbox"/> 集団で帰宅させる場合、移動中の避難先について生徒に調べさせる。 <input type="checkbox"/> 津波浸水域を迂回したルートを考える。

【参考】「津波から命を守るために」（気象庁）



(3) 風水害対策

1 気象情報の基礎知識

(1) 気象に関する特別警報・警報・注意報の種類(市町単位で発表)

区分	種類
特別警報	大雨／暴風／暴風雪／大雪／波浪／高潮
警報	大雨／洪水／暴風／暴風雪／大雪／波浪／高潮
注意報	大雨／洪水／強風／風雪／大雪／波浪／高潮／雷／融雪／濃霧／乾燥／なだれ／低温／霜／着氷／着雪

(2) その他重要な気象に関する情報

情報	内容
台風に関する気象情報	台風が発生した時や、台風が日本に影響を及ぼすおそれがあったり、既に影響を及ぼしている時に発表。 大雨警報発表中に数に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の雨量(静岡県内では1時間雨量110 ^{mm} 以上)を、観測したり、解析したりしたときに発表 ・この情報が発表されたときは、気象庁ホームページの「危険度分布」で確認する必要があります。
記録的短時間大雨情報	大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、大雨による土砂災害発生危険度がさらに高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表する。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
土砂災害警戒情報	・避難指示の目安となる重要情報 ・災害発生が切迫した状態にある可能性が高いため、警報以上の注意が必要
竜巻注意情報	種別警報の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表。

(3) 波浪・高潮

波浪警報・注意報	高潮警報・注意報
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 高い波によって重大な災害が生じる可能性があると考えられた際に発表 <input type="checkbox"/> 「波浪」とは風によって生じる波 <input type="checkbox"/> 海岸沿いを移動する際には高波に注意する(海岸に近づかなければ比較的安全) <input type="checkbox"/> 高波はその場の天気や風の強さに関わらず生じるため、天気が良くても「波浪警報」が出ている場合は警戒が必要 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 台風や低気圧による異常な海面の上昇により、重大な災害が生じる可能性があると考えられた場合に発表 <input type="checkbox"/> 「高潮」は津波と同じく海面全体の水位が上昇する現象 <input type="checkbox"/> 水位が想定以上に高くなると防潮堤を乗り越えて大規模な浸水被害をもたらす(避難が必要な場合もある)

「命を守るために知ってほしい特別警報」(気象庁)

数十年に一度の大雨などが予想された場合に特別警報を発表します

特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

表中の「数十年に一度」の短線に相当する海水型等の塩度的指標は気象庁ホームページで公表しています。

大津波警報などを特別警報に位置づけます

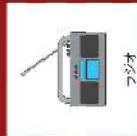
現象の種類	基準
津波	高いと予測されるメートルを超える津波が予想される場合(大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合(噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震(地震動)	震度6弱以上の大きな地震動が予想される場合(緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

命を守るために情報の収集に努めてください

特別警報は、自治体や報道機関を通じて伝えられます。テレビやインターネット、自治体から発信される情報の収集に努めてください。



テレビ



ラジオ



スマートフォン



インターネット



携帯電話

気象庁

〒110-0812 東京都千代田区入船1-3-4

TEL:03-3212-8391 FAX:03-6689-2917(三の不自由な方向け)

気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp>

特別警報について <http://www.jma.go.jp/jma/kishu/know/tokubetsu-keiho/index.html>



雨の強さと降り方

(平成12年8月14日(土)14時14分、1時～1時30分)
(平成29年8月1日(祝)17時25分～17時45分)

1時間雨量 (mm)	雨の強さ (予測用語)	人の受け取りイメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10~20	やや強い雨	傘をさして歩く。	地面からの雨の返りで足元がぬれる。	雨の音で話し声がよく聞かれない。	地面一面に水たまりができる。	ドライバーを速くして身づらい。
20~30	強い雨	どしゃ降り。	傘をさしていてもぬれる。			高速走行時、車後と車の間に水溜り発生し、ブレーキが効かなくなる。(ハイドロプレーニング現象)
30~50	激しい雨	ハケツケをひっくり返したようにぬれる。	傘をさしていてもぬれる。	濡れている人の声すら聞き取れない。	道路が川のようになる。	車の運転は危険。
50~80	非常に激しい雨	濡るのほかに、(コートと傘)が濡れる。	傘をささずとも立たなくなる。		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる。	
80~	猛烈な雨	濡るのほかに、(コートと傘)が濡れる。				

風の強さと吹き方

(平成12年8月14日(土)14時14分、1時～1時30分)
(平成29年8月1日(祝)17時25分～17時45分)

平均風速 (予測用語)	風の強さ (m/s)	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	屋舎などの傾向風速 (m/s)
10~15	やや強い風	一般道路の自動車	風に向かって歩かなくなり、傘が飛ばない。	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。	通常の走行時の風圧が水たまり、高速走行中は車体周囲に巻き上げられる。	20
15~20	強い風		風に向かって歩かなくなり、傘が飛ばし、傘の骨が折れる。高層ビルでの作業は安全に危険。	電線が折れ始める。看板やトタン板が外れ始める。	高速走行中では、横風に加えられる感度が大きくなる。	30
20~25	非常に強い風	高速道路の自動車	何かにつかまっていなくて立っていられない。歩行者によって危険な状態になる。	樹木の幹が折れたり、根が抜けて倒れる。看板が落下し、飛散する。窓ガラスが割れる。	通常の走行時よりも速く進む。速さの予測が難しくなる。	40
25~30						50
30~35						60
35~40	猛烈な風	特殊車両	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。看板や折れた倒れ落ちる。ブロック壁で倒壊するものがある。	走行中のトラックが横転する。	住宅で倒壊するものがある。屋根瓦や壁紙が剥がれる。土砂崩れや崖崩れなどがある。
40~						

2 気象警報、注意報等発表時の教育活動の実施基準

POINT	内容
1	学校立地や通学路の地理的特徴による危険性を把握し、授業等の実施基準を定め、保護者との共通理解を図ること。
2	授業の中止等の決定を見守る生徒及び保護者に伝達する方法は、複数確保しておくこと（11ページ参照）

(1) 平常時の対策

- 立地環境と災害予測（各種ハザードマップ等）を確認し、予測される災害をマニュアルに明記）
- 気象情報の収集（静岡地方気象台HP/サイポスレスター/静岡県地理情報システム 等）
- 防災設備等の確認、必需品の備蓄
- 授業等の実施基準の決定と保護者等への周知
- 初動体制の確立
- 連絡体制の確立（教職員、児童生徒、保護者、行政・防災関係機関）
- 避難先、避難経路等の確認
- 避難訓練の実施

(2) 教育活動の実施基準（例）

以下の基準例はあくまで参考で、学校の立地条件等を正しく理解した上で学校毎に定めること。		対応	
注意報	強風 大雨 洪水	授業 平常 授業	<input type="checkbox"/> 安全に登校できることを確認した上で登校（確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機）
	暴風	授業 中止	<input type="checkbox"/> 午前○時の時点で△△市または居住市町に警報が発表されている場合は午前●時まで自宅で待機 <input type="checkbox"/> 午前●時の時点で警報が解除されていない場合は「1日休校」 <input type="checkbox"/> 午前●時の時点で警報が解除されている場合は安全に登下校できることを確認した上で午後の授業に間に合うように登校（確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機）
警報	大雨 洪水	平常授業 又は 授業中止	<input type="checkbox"/> 安全に登下校できることを確認した上で登校 <input type="checkbox"/> 市町から出される避難情報（次ページ）に留意し、安全を確保できない場合は、自宅待機または、休校
	その他 気象警報	平常授業 又は 授業中止	<input type="checkbox"/> 安全に登下校できることを確認した上で登校（確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機） <input type="checkbox"/> 市町から出される避難情報（次ページ）に留意し、安全を確保できない場合は、自宅待機または、休校

(3) 特別警報発表時における対応（平成27年2月27日付教総健第558号）

種類	対応
気象等	県内全域又は学校所在地の市町に特別警報が発表された場合 職員の安全確保を徹底する。 学校が所在する市町に対し、特別警報が発表されていない場合であっても、児童生徒の居住地や通学状況等に十分配慮した上で、教育活動の実施について適切に判断する。
津波	大津波警報発表時の対応とする。
火山噴火	噴火警報発表時の対応とする。
地震動	緊急地震速報発表時の対応とする。
(対応方針)	「特別警報」は、「警報」の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起これると予想される場合に発表され、対象地域の住民に対して最大限の警戒を呼びかけるものであることから、各学校においても児童生徒及び保護者に対し、「命を守る行動」を最優先するよう指導・周知する。 児童生徒の帰宅又は保護者への引き渡しについては、特別警報が解除された後に行う。その際、公共交通機関、道路及び児童生徒の居住地等の安全を確認の上、帰宅させ、帰宅困難な児童生徒がいる場合には学校で待機させる等の対応をとる。

【参考資料】警戒レベルと避難情報

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、
国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※に整理しました。

<避難情報等>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための重要な行動をとってください。 <small>※2 避難指示(緊急)が発令された場合は、市町村が発令する避難指示(緊急)に従ってください。</small>	災害発生情報 ^{※2} 避難指示(緊急) <small>【市町村が発令】</small>
警戒レベル4	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) ^{※3} <small>【市町村が発令】</small>
警戒レベル3	避難に時間を要する人に高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備、高齢者等避難開始 <small>【市町村が発令】</small>
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 <small>【気象庁が発令】</small>
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 <small>【気象庁が発令】</small>

※1 市町村が発令する警戒レベル1～5の避難情報と避難行動は、避難指示(緊急)が発令された場合、避難指示(緊急)に従ってください。

Q&A

- 質問1) 防災気象情報は出てくると、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？
⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。
自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。
- 質問2) 避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置づけられたけど、考え方が変わったの？
⇒避難指示(緊急)は、地域状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、必ず発令されるものではありません。避難勧告が発令され次第、避難指示(緊急)を待たずに速やかに避難をしてください。
- 質問3) 洪水で「警戒レベル4相当情報」が既にしているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけど洪水のレベルも4から3に下がったことってあるの？
⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のまま、土砂災害の3が追加されたのであり、その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります。

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、

地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。

詳しく知りたい方は

内閣府 防災情報のページ

内閣府 避難勧告

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html

QRコード

スマートフォン
にこのコード
を照らす

QRコード

QRコード

3 気象警報等が発表された場合（又は発表が予見される場合）

POINT

- 児童生徒の在校時・不在時それぞれにおける対応を定めること。
- 各種防災情報を確実に入手すること。
静岡地方気象台HP/サイボスリーダー/静岡県地理情報システム 等

(1) 児童生徒在校時の対応（例）

1 警報等発表時（又は警報等の発表が予見できたとき）	実施者
<input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集体制強化	<input type="checkbox"/> 災害対策本部
<input type="checkbox"/> 指示・連絡体制の確認	
<input type="checkbox"/> 教職員及び児童生徒への定期的な情報提供開始	
<input type="checkbox"/> 周辺校や関係機関との情報共有	
2 授業中止等の対応の検討・決定	
<input type="checkbox"/> 教職員及び児童生徒に連絡	<input type="checkbox"/> 災害対策本部
※授業を継続する場合は情報収集・提供を継続	<input type="checkbox"/> 児童生徒班
<input type="checkbox"/> 教育委員会等への報告	<input type="checkbox"/> 災害対策本部
3 下校対応	
<input type="checkbox"/> 通学路、交通機関等の状況を把握 (安全が確認できた場合)	<input type="checkbox"/> 施設管理班
注意喚起をした上で、状況が悪化する前に速やかに下校させる (安全が確認できない場合)	<input type="checkbox"/> 児童生徒班
留置き、引渡し等の措置の検討、実施 (必要に応じて)	<input type="checkbox"/> 災害対策本部
保護者への連絡	<input type="checkbox"/> 保護者対応班

(2) 児童生徒不在時の対応（例）※参集した応急対策要員が以下の業務を実施

1 警報等発表時（又は警報等の発表が予見できたとき）
<input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集体制強化
<input type="checkbox"/> 指示・連絡体制の確認
<input type="checkbox"/> 必要な教職員の参集（管理職等）
<input type="checkbox"/> 周辺校や関係機関との情報共有
<input type="checkbox"/> 児童生徒、保護者への連絡方法の確認
2 休校等の対応の決定・連絡
<input type="checkbox"/> 各校の授業等の実施基準に基づき対応を決定
<input type="checkbox"/> 必要に応じて児童生徒、保護者等に連絡
※1章-6-(3) 保護者等への非常時の通信手段の確保を参照
<input type="checkbox"/> 教育委員会への報告

静岡県立学校管理規則第3条第2項

「非常震災その他急迫の事情のため臨時に、授業の一部又は全部を行わない場合は、校長は、直ちにその旨を教育委員会に報告しなければならない」

どんなときに どんな指示が出るの？

原子力発電所で事故が発生した場合は、発電所がどうなっているか、放射性物質が放出されているか、放射線の測定(モニタリング)結果はどうか、に基づき、屋内退避や避難などの必要な防護措置が判断され、指示が出されます。

発電所の状況に基づく判断(放射性物質の放出前)			
事例	緊急事態区分	PAZの防護措置	UPZの防護措置
県内で 震度6弱以上の 地震が検出 された時など	警戒事態 異常事態の発生、または そのおそれがあるとき	乗配乗客等の避難準備	情報収集
発電所の 全交流電流が 遮断された状態が 継続した時など	施設救地緊急事態 放射線による影響が広がる 可能性があるとき	乗配乗客等の避難実施 一般住民に避難準備を 行うよう 指示が出ます。	屋内退避の準備を 行うよう 指示が出ます。
原子炉を冷却する 全ての電源を喪失 した時など	全面緊急事態 放射線による影響が広がる 可能性があるとき	全住民の避難、 安定ヨウ素剤の使用の 指示が出ます。	屋内退避の実施や 避難一時移転の 準備を行うよう 指示が出ます。

空間放射線量率に基づく判断(放射性物質の放出後)	
放射線モニタリングの値	防護措置
500 μ Sv/h超過	数時間以内を日速に区域を特定し、 速やかに(1日以内を目安)避難するよう指示が出ます。
20 μ Sv/h超過	1週間程度内に稼働する 一時移転の指示が出ます。
0.5 μ Sv/h超過	放射物を検査する区域を定め、 検査結果によっては採取制限を行います。

μ Sv: マイクロシーベルト

原子力発電所で 緊急事態が発生したら

万が一、原子力発電所で緊急事態が発生し、放射性物質の放出による影響が周辺地域に及び、又はそのおそれがある場合には、国、県、市町などの防災関係機関は、防災計画に基づき、当様の健康と安全を守るために様々な防災活動を行います。これらの状況については、ラジオ、テレビ、防災行政無線、インターネット、広報車などにより、そのつど住民の皆様へお知らせします。情報に従い落ちついて行動してください。



慌てて行動せず、次の情報がでるまで屋内で退避しましょう。

つわざやデマに惑わされないようにしましょう。

NO!

県や市町からの正しい情報にしたがって行動しましょう。おかしな声から、噂の公言などでは判断していただき、共通で確認してください。

電話の使用は極力控えましょう。

災害情報の伝達などは、災害時伝言ダイヤル(171)などを利用しましょう。

おとなりさん・ご近所さんとの情報の確認をしましょう。

お年よりや体の不自由な方には、特に声かけが大切です。

原子力災害が発生したときは発電所の事故の状況や緊急時モニタリングによる放射線の実測値などに基づき屋内退避や避難などの防護措置が決定されます。

住民が一斉に避難を開始すると、交通網が混乱し、いたるところで大渋滞が発生することで避難時間が長くなるとのシミュレーションの結果があります。

みなさんができるだけスムーズに避難でき、被ばくを最小限にとめられるよう、屋内退避や避難の指示に基づいて冷静な行動をお願いします。

静岡県原子力防災ポータル

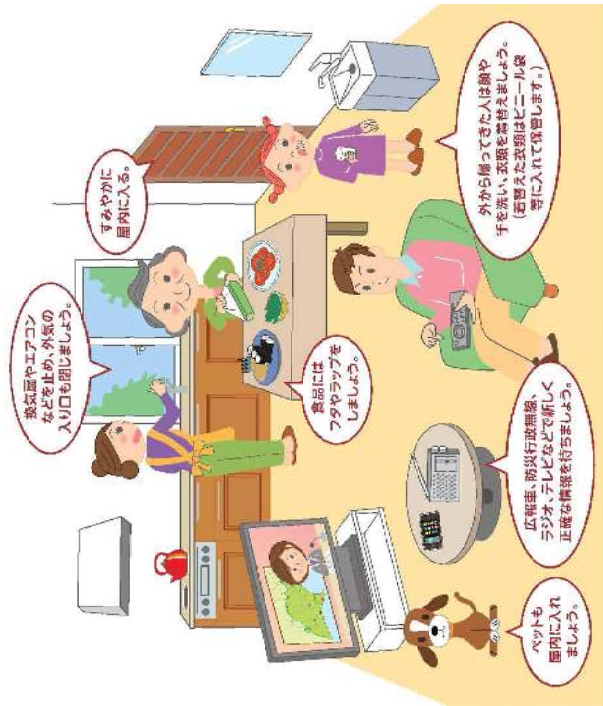
静岡県では浜岡原子力発電所の状況、緊急時モニタリングの情報、避難指示等の動画、避難ルートなどの情報をパソコンやスマートフォン等で見ることができシステムを開発しました。(H28.3)



静岡県のホームページからアクセスできます。(http://shizuoka.force.com/shizuokandp)

屋内退避の指示が出されたら

戸中などの屋内に入り、できる限り外気に触れないよう、ドアや窓を全閉閉めてください。建物に入ると線量が減らすことができます。コンクリートなどの気密性の高い建物はより効果的です。



放射性プルーム(放射性物質が気状になったもの)が通過する時に屋外で行動すると、かえって線量が低くおそれがあります。屋内退避によって放射線物質をできるだけ減らそうと、なるべく線量を少なくすることができます。

(学校の場合)

- 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。
- 避難等に備え、マスク配布の準備をする。
- 長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。
- 自治体等からの指示に迅速に対応できるように、身支度を整えさせる。
- 今後の動きや留意点(保護者への引渡し・避難・家族との合流、防護対策等)を見直しに説明する。
- 一斉メール等を活用し、学校の対応(屋内退避)等について保護者に連絡する。

2 浜岡地域原子力災害広域避難計画

POINT	1 浜岡原子力発電所の原子力災害対策重点区域(PAZ、UPZ)にかかるとして、11市町の住民を避難計画の対象とすること。 2 大規模地震との複合災害も考慮し、避難計画対象者全員について、あらかじめ避難先の市町村を定めておくこと。
-------	---

(1) 避難元市町ごとの避難先(県内の避難先及び協議をしている都県、市区町村)

避難先1: 原子力災害が単独で発生した場合等

避難先2: 大規模地震との複合災害などで避難先1に避難できない場合

PAZ	UPZ	避難先1	避難先2
御前崎市	○	静岡県(浜松市)	長野県(松本地域、北安曇地域、長野地域、北信地域)※
牧之原市	△	山梨県(甲斐市、中央市、南アルプス市、昭和町、市川三郷町) 山梨県(甲府市、菅吹市、甲州市、山梨市、北杜市、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、韭崎町、富士河口湖町、富士川町、身延町、南都町) 静岡県(静岡市、川根本町、富士市、沼津市、長泉町、清水町、函南町、伊豆の国市、伊豆市、下田市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、南伊豆町)	長野県(佐久地域、上小地域)※ 群馬県(高崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、榛東村、吉岡町、下仁田町、甘楽町、玉村町) 東京都(特別区、市町村(高しよ部を除く))
島田市	△	静岡県(静岡市、川根本町、富士市、沼津市、長泉町、清水町、函南町、伊豆の国市、伊豆市、下田市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、南伊豆町)	埼玉県(全63市町村)
藤枝市	△	神奈川県(全33市町村)	群馬県(前橋市、伊勢崎市、太田市、桐生市、みどり市)
焼津市	○	静岡県(三島市、裾野市、御殿場市、小山町、熱海市、伊東市)	富山県(高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市)
吉田町	○	静岡県(静岡市、富士宮市)	富山県(富山市、魚津市、滑川市、黒部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町、舟橋村)
菊川市	○	静岡県(浜松市、湖西市)	富山県(富山市、魚津市、滑川市、黒部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町、舟橋村)
掛川市	○	愛知県(豊橋市、田原市)	富山県(富山市、魚津市、滑川市、黒部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町、舟橋村)
掛川市	○	愛知県(岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町、豊田市、みよし市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村、豊川市、蒲郡市)	富山県(富山市、魚津市、滑川市、黒部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町、舟橋村)

PAZ	UPZ	避難先 1	避難先 2
袋井市	○	三重県 (全 29 市町)	福井県 (福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町)
磐田市	△	岐阜県 (全 42 市町)	石川県 (金沢市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町)
森町	△	静岡県 (森町内)	静岡県 (森町内)

PAZ・UPZの対象範囲が市町域の全域に及ぶ場合は○、一部の場合は△

※長野県の地域

- ・松本地域：松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
- ・北安曇地域：大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
- ・長野地域：長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村
- ・北信地域：中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
- ・佐久地域：小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町
- ・上小地域：上田市、東御市、長和町、青木村

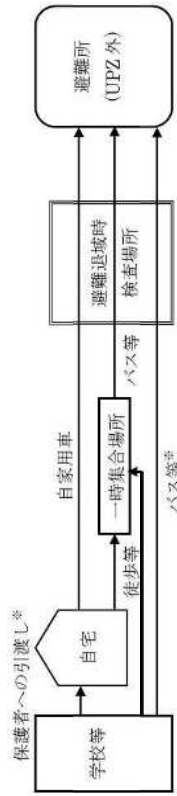
(2) 対象となる学校の考え方

市 町	学校の対応
御前崎市	市内の全ての学校がPAZ内に該当
牧之原市	市内の一部の学校がPAZ内に該当 それ以外の学校はUPZ内に該当
掛川市・菊川市・吉田町・袋井市・焼津市・磐田市・島田直・藤枝市・森町	UPZ内に該当 (工総の市町に所在する学校については、同一市町内にUPZ内と外の地区が含まれるため、市町防災担当部局に自校が求められる対応について確認すること)

(3) PAZ内の公立学校

所在地	幼稚園 認定こども園	小学校	中学校	高等学校	特別支援
御前崎市	御前崎/白羽/さくら/北こども/池新田/高松	御前崎/白羽/第一/浜岡東/浜岡北	御前崎 浜岡	池新田	掛川特支御前崎分校
牧之原市	地頭方 相良	地頭方 相良	相良	相良	
計	8校	7校	3校	2校	1校

(4) 学校等の避難フロー (PAZ・UPZ共通) (例)



※ 保護者への引渡しを原則とするが、引渡しが出来ない場合には、市町の指示によりバス等により避難するものとする (バス等の確保は県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う)。

(『浜岡地域原子力災害広域避難計画 H30.6月修正』(静岡県危機管理課) 参照)

3 原子力施設において異常な事態が発生した場合に備えた学校の対応

POINT	1 PAZ・UPZで避難のタイミング及び避難単位が異なるため、学校の所在地及び児童生徒の居住地に合わせた対応を検討しておくこと。
	2 自家用車避難を原則とすることから、保護者と児童生徒が可能な限り一緒に行動できるよう下校又は引渡しの時期を判断すること。
	3 避難が広域、長期に及びることあるため、教職員及び児童生徒の緊急連絡先を持ち出せるようにしておくこと。
	4 引渡し等の決定を伝達する方法は、大規模災害も想定し、複数確保しておくこと（一斉メール/HP/災害伝言ダイヤル 等）。

(1) PAZ又はUPZ圏内から通学している児童生徒への対応 (例)

事前の準備	<input type="checkbox"/> 原子力発電所のある地域から通学している児童生徒がいる場合は名簿を作成し、原子力災害発生時の対応について保護者と共通理解を図る。 <input type="checkbox"/> 災害発生状況を把握し、当該児童生徒に正確な情報を伝える。
原子力施設において異常な事態が発生した場合	<input type="checkbox"/> 原子力災害の場合、自家用車避難を原則とすることから、 保護者と児童生徒が可能な限り一緒に行動できるよう下校又は引渡しの時期を判断する。 <input type="checkbox"/> 下校又は保護者への引渡しができない場合は、学校で待機させ、教職員とともに行動する。

(2) PAZ内の学校における対応 (例)

PAZ内の学校は、**全面緊急事態まで進展した場合、自治体の指示に従い、児童生徒を引率して避難することになるため、可能な限りそれ以前の段階で下校又は引渡しながされるよう努めること。**

	警戒事態	施設敷地緊急事態 (避難準備)	全面緊急事態 (避難)
学校が直ちに取るべき対応	<input type="checkbox"/> 直ちに教育活動を中止 <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> 下校又は引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡	<input type="checkbox"/> 直ちに教育活動を中止 <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> 下校又は引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡	<input type="checkbox"/> 直ちに教育活動を中止 <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> 自治体からの避難指示に備え、原則引渡しは一旦中断 <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡
下校又は引渡しができない児童生徒への対応	<input type="checkbox"/> 学校等に留め置き <input type="checkbox"/> 一時集合場所への避難準備を開始	<input type="checkbox"/> 学校等に留め置き <input type="checkbox"/> 一時集合場所への避難準備を開始	<input type="checkbox"/> 学校等の屋内に避難 <input type="checkbox"/> 自治体から避難の指示が出た時点で一時集合場所への移動を開始

(3) UPZ内の学校における対応 (例)

UPZ内の学校は、**放射性物質が漏洩した場合、自治体の指示に従い、児童生徒を引率して避難することもありうるため、可能な限りそれ以前の段階で下校又は引渡しながされるよう努めること。**

	警戒事態	施設敷地緊急事態 (屋内退避準備)	全面緊急事態 (屋内退避)
学校が直ちに取るべき対応	<input type="checkbox"/> 直ちに教育活動を中止 <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> 下校又は引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡	<input type="checkbox"/> 直ちに教育活動を中止 <input type="checkbox"/> 屋内退避準備 <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> 下校又は屋内での引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡	<input type="checkbox"/> 直ちに教育活動を中止 <input type="checkbox"/> 屋内退避 <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> 屋内での引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡
下校又は引渡しができない児童生徒への対応	<input type="checkbox"/> 学校等に留め置き	<input type="checkbox"/> 学校等の屋内に留め置き	<input type="checkbox"/> 学校等の屋内に留め置き

(4) UPZ外の学校における対応 (例)

原子力災害発生時は、**PAZ内及びUPZ内の住民等は事態の進展によって避難等が実施されることから、当該地域から通学する児童生徒が保護者と一緒に行動できるよう、警戒事態から下校又は引渡しながされるよう努めること。**

	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
学校が直ちに取るべき対応	<input type="checkbox"/> 平常授業 (※) <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> PAZ又はUPZ内から通学する児童生徒は下校または引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡	<input type="checkbox"/> 平常授業 (※) <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> PAZ内から通学する児童生徒は引渡し <input type="checkbox"/> UPZ内から通学する児童生徒は下校又は引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡	<input type="checkbox"/> 平常授業 (※) <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> PAZ又はUPZ内から通学する児童生徒は引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡

(※) 原子力災害が地震・津波に起因する場合は、地震・津波時の対応に準拠する。

(5) 下校・引渡しルール (まとめ) 上段・警戒事態 中段・施設敷地緊急事態 下段・全面緊急事態			
児童生徒の居住地			
	PAZ内	UPZ内	UPZ外
	【下校又は引渡し】		
PAZ内	【引渡し】	【下校又は引渡し】	
自治体からの避難指示に備え、原則【引渡し】は一旦中断(※)			
	【下校又は引渡し】		
学校	【引渡し】	【下校又は引渡し】	
【引渡し】			
	【下校又は引渡し】		
UPZ外	【引渡し】	【下校又は引渡し】	
【引渡し】			

(※) 自治体から避難指示が出るまでは可能な限り【引渡し】を継続

(6) 火山災害対策

1 火山災害の基礎知識

(1) 火山活動に起因する現象
 火山活動に起因する現象を、「降下物」と「降下物」に分類した。なお、「火砕流」、「大きな噴石」、「溶岩流（溶岩流到達3時間以内）」、「融雪型火山泥流」、「降灰後土石流」については、発生を確認してからの避難では間に合わないため、避難対策上特に重要度が高い現象である。

区分	現象名	内容
降下物	火砕流	火山灰や火山弾などが高温の火山ガスや取り込んだ空気と一体となって時速数十kmから百数十kmの速度で斜面を流下する現象
	溶岩流	火砕流よりさらに気体の割合が多いものを火砕サージというマグマが火口から噴出し、高温の溶岩として地表を流れる現象
	融雪型火山泥流	積雪期に火砕流などの熱によって斜面の雪が一気に溶けて大量の水が周辺の土砂や岩石を巻き込みながら谷筋や沢沿いを流下する現象(時速60kmを超えることもある)
降下物	降灰後土石流	降灰や火砕流で流下した火山灰などが山の斜面に堆積した後に起きる土石流
	降灰	火山灰が降下、堆積する現象
	噴石	木造家屋では約30cm堆積すると倒壊のおそれあり 大きな噴石は火口から数km先まで飛散することがある 小さな噴石は風は風に流され、火口から10km程度の場所に落下のおそれあり

「噴火警報と噴火警戒レベル」(気象庁)

噴火警報が対象としている主な火山現象

大きな噴石 爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされた直径60cm以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに斜面を滑り落ちて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち穿るほどの破壊力を伴っています。

火砕流 高温の火砕物(火山灰、軽石等)と高温のガスが一体となって溶岩より速く斜面を駆け下る現象です。時速60kmを超えることもあり、落下した瞬間には谷筋や沢沿いでははるか遠方まで一気に落下し、通過経路では壊滅的な被害が生じます。

融雪型火山泥流 噴火に伴う火砕流等の熱によって積雪が融け、大量の水と土砂が一体となって高速で流れ下る現象です。時速60kmを超えることもあり、落下した瞬間には谷筋や沢沿いでははるか遠方まで一気に落下し、通過経路では壊滅的な被害が生じます。

噴火警報では、主に、これらの噴火に関する「警戒レベル」を設定します。これらの現象は、発生を確認してから避難するのでは間に合わないため、噴火警報を活用した本部の避難や火山研習等が必要とされます。




(2) 噴火警戒レベルと噴火警報

富士山や伊豆東部火山群の火山活動に異常が観測された際には、気象庁から噴火警戒レベルや噴火警報が発表され、これらに応じた避難の指示等が市町から伝えられる。

予報警報	レベル	火山活動の状況と住民等の行動	富士山	伊豆東部火山群
噴火警報	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している場合に発表されます。危険な地域からの避難が必要です。	○	○
	レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている場合に発表されます。警戒が必要な地域からの避難や避難準備が必要です。	○	○
火口周辺警報	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合に発表されます。危険な地域への立ち入りが規制されます。	○	(※)
	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想された場合に発表されます。火口周辺への立ち入りが規制されます。	(※)	(※)
噴火予報	レベル1 (ほかにあることに留意)	火山活動は静穏な状況です。特別な対応は必要ありません。	○	○

※ 噴火の可能性が高まっていく段階では、富士山ではレベル3以上、伊豆東部火山群では、レベル4以上が発表される。

2 警報発令時及び噴火発生時の対応

POINT	対応
1	ハザードマップ上の自校の立地（避難場所指定の有無も含む）を確認すること。
2	児童生徒・教職員の自宅や通学路についても、上記について確認すること。
3	火山災害独自の被害について理解し、対応策を検討すること。
4	噴火警戒レベルや噴火警報等の情報に対する行動を理解すること。

(1) 事前の対策

- 立地環境と災害予測(各種ハザードマップ等)を確認し、予測される災害をマニュアルに明記
- 防災設備等の確認、必需品の備蓄（ヘルメット、マスク、ゴーグル等）
- 初動体制の確立
- 授業等の実施基準の制定と保護者等への周知
- 休校期間中を含めた連絡体制の確立（教職員、児童生徒、保護者、行政・防災関係機関）
- 避難先、避難経路等の確認や避難訓練の実施
- 避難場所に指定されている学校は、受け入れ態勢の確立
- 学校の設備維持（降灰対策等）や搬出すべき重要書類の確認

(2) 教職員の参集基準（例） 注：ハザードマップ上の自校の立地により異なる

レベル	勤務時間内	勤務時間外
レベル5	(全教職員共通) <input type="checkbox"/> 直ちに配備につく <input type="checkbox"/> 児童生徒の下校又は引渡し、又は、緊急指定避難場所への避難	(応急対策要員) <input type="checkbox"/> 自宅待機又は避難 <input type="checkbox"/> 安全が確保され、支障がなければ校長の指示で参集(その他の教職員)
レベル4	※児童生徒、教職員の安全確保を最優先	<input type="checkbox"/> 自宅待機又は避難

※ 自らの身の安全の確保をした上で参集する。

(3) 教育活動の実施基準（例） 注：ハザードマップ上の自校の立地により異なる

レベル	教育活動の実施基準	下校・引渡しのルール
レベル5	<input type="checkbox"/> 教育活動を中止	<input type="checkbox"/> 下校又は引渡し
レベル4	<input type="checkbox"/> 避難準備を整えた上で教育活動を継続	<input type="checkbox"/> 必要に応じて下校又は引渡しの準備(※)
レベル3	<input type="checkbox"/> 校外、屋外での活動は中止	<input type="checkbox"/> 通常どおり
レベル2	<input type="checkbox"/> 平常授業	<input type="checkbox"/> 通常どおり
レベル1	<input type="checkbox"/> 平常授業	<input type="checkbox"/> 通常どおり

※ 保護者と児童生徒が一緒に避難できるよう、一段階前のレベルで下校又は引渡しを開始する場合もある。

(参考) 避難方法

【富士山火山】

富士山火山広域避難計画【対策編】では、溶岩流等からの避難は、**自家用車等による避難が基本**とされている。

【伊豆東部火山群】

伊豆東部火山群の伊東市避難計画では、居住地から噴火による影響範囲の外までの移動は、**自主防災組織単位での徒歩による避難**が基本とされている。

(4) 噴火発生時に求められる対応 (例)

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 災害対策本部の設置、対応方針の決定 <input type="checkbox"/> 児童生徒の安全確認、安全確保 (必要に応じて避難行動) <input type="checkbox"/> 災害に関する情報収集、児童生徒及び保護者等への情報提供 <input type="checkbox"/> 教育委員会への報告 <input type="checkbox"/> 下校又は引渡しの指示 <input type="checkbox"/> 留め置きとなる児童生徒への対応	災害対策本部 <input type="checkbox"/> 児童生徒班 <input type="checkbox"/> 児童生徒班 <input type="checkbox"/> 保護者対応班 <input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 児童生徒班

(5) その他の留意事項 (例)

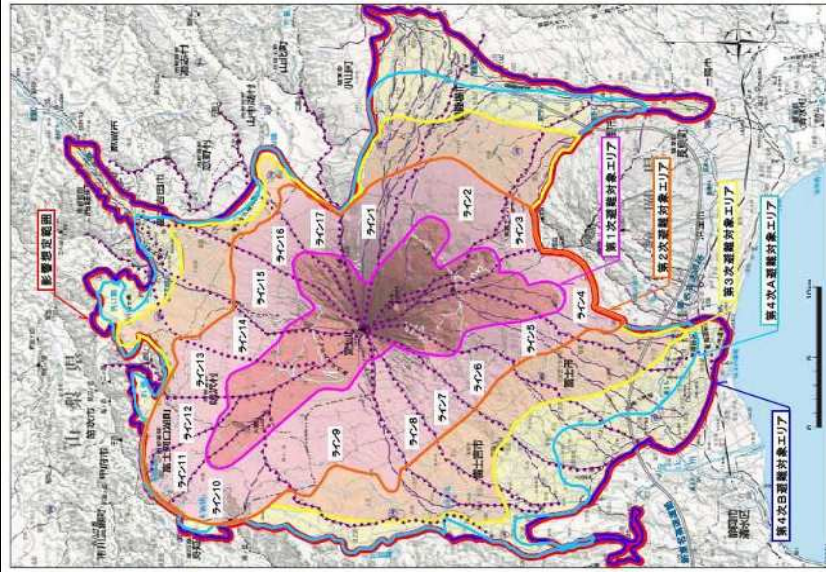
児童生徒への対応	<input type="checkbox"/> 噴火を察知した場合、直ちに堅牢な建物内へ退避させる。 <input type="checkbox"/> 噴火の状況により避難経路や経路を判断し、騒機応変に対応する。 <input type="checkbox"/> 退避場所 (教室等) では、窓ガラス・カーテンを閉め、窓から離れた場所で静かに待機させる。 <input type="checkbox"/> あらかじめ定めたルールに従い、児童生徒の下校又は引渡しを行う。
降灰対策	<input type="checkbox"/> 電気、水道等、ライフラインが寸断された場合は備蓄品等に対応する。 <input type="checkbox"/> 屋外での作業時は、マスク、ゴーグル、軍手、長靴、ヘルメット、レインコート等を着用する。 <input type="checkbox"/> 屋内への出入口を限定し、靴や衣類に付いた火山灰を除去する。 <input type="checkbox"/> 火山灰を運らせて巻き上げられないようにするなど、屋内へ火山灰を持ち込まない対策をする。
その他	<input type="checkbox"/> 長期間休校となる可能性を考慮し、教職員や児童生徒 (保護者) との連絡体制を確立する。 <input type="checkbox"/> 重要書類等を搬出する。

3 富士山火山災害対策が必要な学校

POINT	
1	富士山ハザードマップ等で、影響が想定される火山現象や避難対象エリアを把握すること。
2	市町の避難計画等で自校が取るべき対応を確認すること。
3	火山現象が想定される学校については、自校の学校防災マニュアルに「富士山火山災害対策」を記載すること。

(1) 想定火口範囲、噴石、火砕流、溶岩流の影響想定範囲と避難対象エリア

「静岡県地域防災計画 火山災害対策の巻」(静岡県危機管理部)



(2) 溶岩流等の避難対象エリア内に立地する公立学校

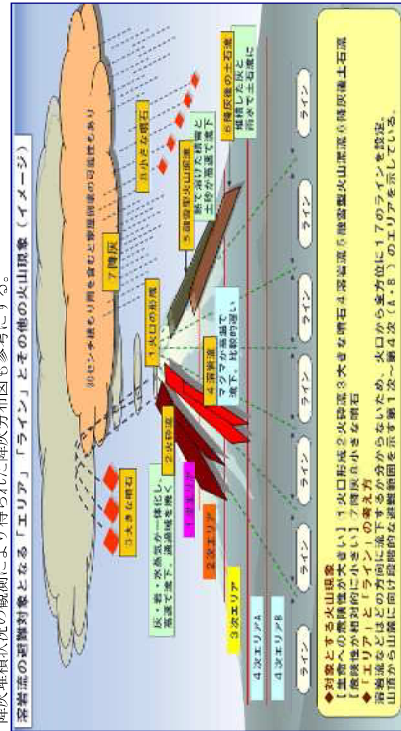
必ず各市町防災担当部署に自校がどの避難対象エリアに属しているかを確認する。

エリア	第2～3次避難対象	第4次避難対象	影響予測範囲外
高		富士宮西/富士宮北/富士宮東/富士宮	
特		富士特支富士宮分校	柚野
中	西富士	富士宮第一/富士宮第二/富士宮第三/富士宮第四/富士根南/富士根北/北山/井之頭/上野/大富士/芝川	
小	根原分校(第2次) 人穴/栗倉分校/北山/上井出/	東/大宮/貴船/富丘/大富士/富士根南/富士根北/山宮/井之頭/白糸/上野/富士見/芝富/内房	黒田/西/柚野/稲子
高	吉原工業/富士市立	吉原/富士/富士東	
特	富士特支		
中	吉原第三/吉原東/大淵/吉原北	吉原第一/吉原第二/富士/鷹岡/岳陽	元吉原/須津/富士南/田子浦/岩松/富士川第一/富士川第二
小	神戸/吉永第一/吉永第二/大淵第一/大淵第二/富士見台/青葉台	吉原/今泉/伝法/原田/富士第一/鷹岡/広見/丘/天間/岩松北/富士中央	
高	須走	小山	小山
中	須走	北郷	成美/足脛
小	須走	明倫/北郷	
高		御殿場/御殿場南	
特		御殿場特支	
中	印野	御殿場/富士岡/原里/西/高根/南	神山
小		御殿場/御殿場南/富士岡/原里/玉穂/高根/高根上小林分校/朝日/東	
高		裾野	東/深良
中	須山	西/富岡	東/向田/千福が丘
小	須山	西/深良/富岡第一/富岡第二/南	

(3) 富士山火山広域避難計画で定める想定影響範囲と避難対象エリア

火山現象	避難対象	説明
火山現象	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲
火口形成	第1次避難対象エリア	(火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)
火砕流	第2次避難対象エリア	想定火口範囲
大きな噴石	第3次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流(3時間以内)到達範囲
溶岩流	第4次A避難対象エリア	溶岩流(3時間～24時間)到達範囲
	第4次B避難対象エリア	溶岩流(24時間～7日間)到達範囲
	第4次C避難対象エリア	溶岩流(7日間～約40日間)到達範囲
融雪型火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
	避難対象エリア	融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲
	影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲(降灰堆積深2cm以上)
	避難対象エリア	降灰堆積深が30cm以上になると想定される範囲 ※1※2※3
	屋内避難対象エリア	降灰堆積深が30cm未満と想定される範囲 ※2
小さな噴石	影響想定範囲	1cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲
	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲
降灰後	影響想定範囲	※想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
土石流	避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域

※1 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。
 ※2 気象庁があらかじめ実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。
 ※3 降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。



(4) 富士山の噴火警戒レベル

子報 警報	レベル (キョウド)	対象範囲	想定される現象	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応
噴火警報	レベル5 (避難)	居住地域 及びそれ より火口 側	<ul style="list-style-type: none"> 大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じ設定） 顕著な群発地震や地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険） 	<ul style="list-style-type: none"> 危険な居住地域からの避難等が必要
	レベル4 (避難準備)		<ul style="list-style-type: none"> 小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により居住地域に影響するよう噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険） 	<ul style="list-style-type: none"> 警戒が必要な居住地域の避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要
	レベル3 (入山規制)	火口から 居住地域 近くまで	<ul style="list-style-type: none"> 居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり 	<ul style="list-style-type: none"> 登山禁止・入山規制等危険な地域の立入規制等
火口周辺警報	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺	<ul style="list-style-type: none"> 影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等 噴火前の火山活動が高まる段階ではレベル2の発表はしない 	<ul style="list-style-type: none"> 住民は通常の生活火口周辺への立入規制等
	レベル1 (溶岩流の発生に備)	火口内等	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし

(5) 噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始直後の避難計画

区分	溶岩流					融雪型 火山 泥流	降灰	小さな 噴石	降灰後 土石流
	噴火警戒 レベル	火砕流、大きな 噴石	火口形成	第1次 避難対象 エリア	第2次 避難対象 エリア				
噴火前	3	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	屋内退避 対象エリア	影響想定 範囲	—
	4	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	（降灰時に避難する場合は） 避難準備 避難準備 避難準備	—	—
噴火開始直後	5	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難準備 避難準備	—	—
	噴火開始直後	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	（降灰時に避難する場合は） 避難準備 避難準備 避難準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	—

(6) 噴火開始後の現象発生別の避難計画

区分	溶岩流					降灰	小さな 噴石	降灰後 土石流
	第1次 避難対象 エリア	第2次 避難対象 エリア	第3次 避難対象 エリア	第4次A 避難対象 エリア	第4次B 避難対象 エリア			
現象の 発生	溶岩流の流下の場合					降灰 屋内退避 対象エリア	降灰 屋内退避 対象エリア	降灰 屋内退避 対象エリア
	*A	*A	*A	*A	*B			
噴火開始直後	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難準備 避難準備	避難準備 避難準備 避難準備	避難準備 避難準備 避難準備
	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	（降灰時に避難する場合は） 避難準備 避難準備 避難準備	避難準備 避難準備 避難準備	避難準備 避難準備 避難準備

*A 第4次A避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合

*B 第4次B避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合

上段：一般住民
中段：避難行動要支援者
下段：観光客・登山者
—：避難行動の対象外

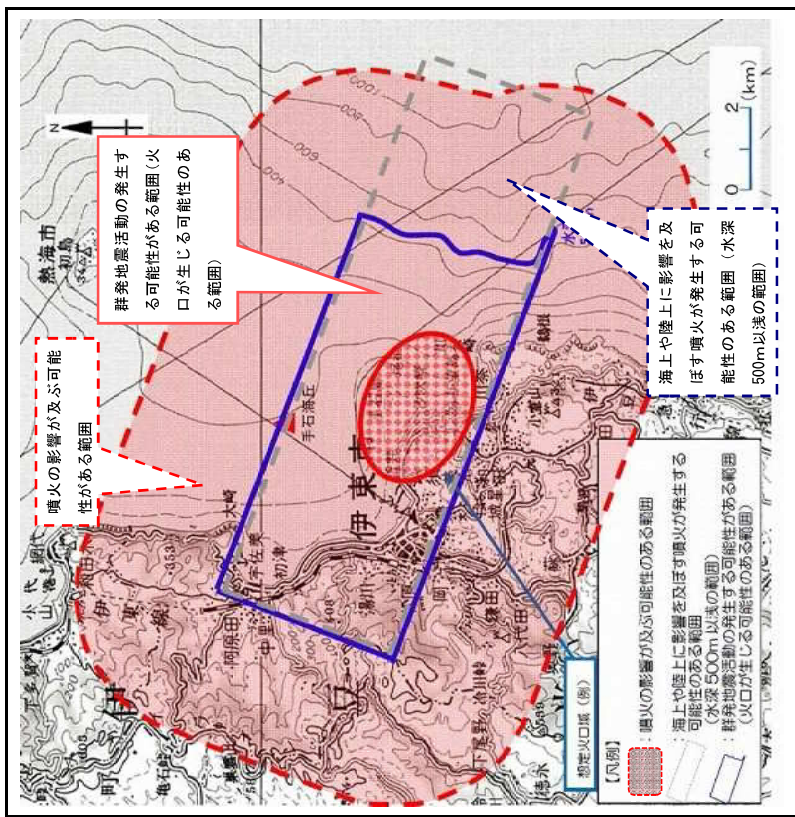
4 伊豆東部火山群災害対策が必要な学校

POINT 1	「噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲」等を確認の上、影響が想定される火山現象を把握すること。
2	「伊豆東部火山群の伊東市避難計画」により、自校が取るべき対応を確認すること。
3	火山現象が想定される学校については、自校の学校防災マニュアルに「伊豆東部火山群災害対策」を記載すること。

(1) 噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲

噴火に伴い噴火地点から概ね2 kmの範囲では、ベースサージや大きな噴石の影響を受ける可能性があると考えられることから、火口が出現する可能性のある範囲を含むその周辺概ね2 kmの範囲とする。

ただし、水深500mより深い所で噴火した場合の影響範囲は想定しない。



(2) 避難行動が必要とされる公立学校（伊東市及び伊豆市、熱海市）必ず防災担当部署に自校がどのエリアに属しているかを確認する。

エリア	噴火が発生する可能性のある範囲	噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲	左記以外
伊東市	高 伊東/伊東商業 特 東部特支伊東分校 中 北 南/宇佐美/阿野 小 東/西 南/宇佐美/川奈/旭/大池	伊東高校城ヶ崎分校 東部特支伊豆高原分校 対島	
伊豆市	該当する学校等はないが、伊豆東部火山群に起因する揺れの可能性も考慮した対策を講じておく。		

(3) 伊豆東部火山群の噴火警戒レベル

予報警報	レベル (キーワード)	想定される現象	住民等の行動
噴火警報	レベル5 (避難)	・マグマ水蒸気爆発の発生により大きな噴石、ベースサージが居住地域に到達する ・低周波地震活動の多発、火山性微動の発生	・危険な居住地域からの避難等が必要
	レベル4 (避難準備)	・低周波地震活動の活発化	・警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要
火口周辺警報	レベル3 (入山規制)	【レベル2、3の発表について】 (活動が活発化するとき) 噴火の可能性が高まっていく段階では、レベル2、3の発表はな く、レベル4以上が発表される。 (活動が沈静化するとき) 火山活動が沈静化し、レベル5か らレベルを下げる段階で、火山活 動の状況に応じてレベル2、3を 発表する場合がある。	・住民は通常の生活 ・危険な地域への立入規制等
	レベル2 (火口周辺規制)		・住民は通常の生活 ・火口周辺への立入規制等
噴火予報	レベル1 (ほかに何も発動)	・火山活動は静穏	・住民は通常の生活
	地震活動の見通しに関する情報の発表	・活発な群発地震活動により、最大震度5弱～6弱程度の大きな揺れとなる可能性がある。	・危険な場所を避けたり、家具を固定したりするなど、大きな揺れに 対する対策が必要

(5) 段階別の避難計画

平成7年9月から平成22年12月の間に伊東沖から川奈崎沖で発生した群発地震活動及び平成元年手石海丘での噴火活動の事例を基に、想定される火山現象の時系列にまともると、次のとおりである。

活動期間 (目安)	火山活動の想定	噴火 警戒 レベル	噴火警報・噴火予報等(例)	基本的な対応
—	平常時		噴火予報(レベル1(活火山で あることに留意))	— ・情報収集
2,3時間～ 1週間程度 (※)	マグマの貫入の開始 ・マグマの貫入を示すわず かな地震変動 ・群発地震活動開始 相当量のマグマの地殻浅 部への貫入 ・地殻浅部への相当量のマ グマの貫入を示す顕著 な地震変動 顕著な群発地震活動 ・活発な群発地震活動 ・震源の浅部への移動	1	・地震活動の見通しに関する情報 ※火山活動が活性化し、レベルを引き上 げる際に、レベル1(活火山であるこ とに留意)からレベル2(火山周辺風 警報は発せられず、レベル4(避難準 備)又はレベル5(避難)が発せされ る。 ・噴火警報(レベル4(避難準備)) ・火山活動解説資料(噴火の影響 範囲等) ・火山の状況に関する解説情報 (火山性地震活動の状況等)	・避難行動要支援者の 避難準備 ・福祉避難所の開設準 備
2,3時間～ 2,3日間	マグマが更に浅部へ上昇 ・低周波地震の活発化 ・通常の地震に減少傾向 がみられることもある	4	・噴火警報(レベル5(避難)) ・火山活動解説資料(噴火の影響 範囲等) ・火山の状況に関する解説情報 (火山性地震活動の状況等)	・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難行動要支援者の 避難 ・福祉避難所の開設 ・避難準備情報 ・避難所の開設準備
	噴火の前兆現象 ・低周波地震の多発 ・火山性振動の発生	5	・噴火警報(レベル5(避難)) ・火山活動解説資料(噴火の影響 範囲等) ・火山の状況に関する解説情報 (火山性地震活動の状況等)	・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難勧告・指示 ・避難誘導 ・陸上・海上交通規制 ・避難所の開設
	噴火発生 ○浅部で噴火発生 ・大きな噴石の飛散 ・ベースサージの発生 ○陸域で噴火発生 ・マグマ水蒸気爆発による 大きな噴石の飛散やベ ースサージの発生 ・スコリア、火山灰の噴出 ・溶岩流出	噴火 5	・噴火警報(レベル5(避難)) ・火山の状況に関する解説情報 (噴火の状況等) ・火山活動解説資料(上空からの 観測成果等)	・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難勧告・指示 ・避難誘導 ・陸上・海上交通規制 ・避難所の運営
2,3週間～	活動の終息 ・地震活動の低下 ・地震変動の停止	1	・噴火予報(レベル1(活火山で あることに留意)) ※火山活動が停滞し、レベルを引き下 げる際に、レベル3(火山規制)、レベ ル2(火山周辺風警報)の火口周辺警報 が発せられる場合がある。	・避難所の閉鎖(住民 帰宅) ・陸上・海上交通規制 の解除

複数回にわたってマグマが上昇してくることがあり、活動期間が長くなる場合もある。

(6) 国民保護対策

1 国民保護対策の基礎知識

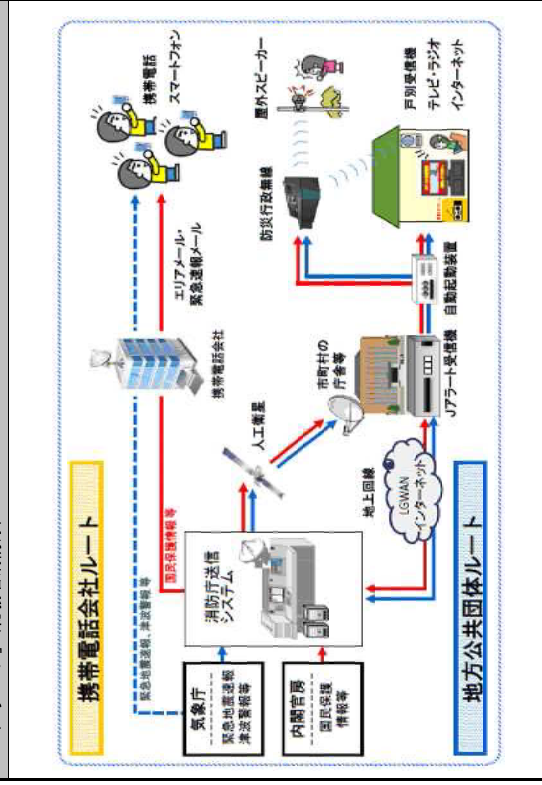
(1) 国民保護

万が一、外敵から日本国に対する武力攻撃があったときに、国民の生命、身体及び財産を保護する。

(2) 全国瞬時警報システム(Jアラート)

緊急地震速報や津波警報、弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝えるシステム。

「Jアラート」(総務省消防庁)



2 ミサイル発射後に出されるアラート警報時の対応

POINT	1 アラートにより緊急情報が発信された場合の臨時休業等の対応をあらかじめ決めておくこと。 2 事前に対応を定め、児童生徒や保護者にあらかじめ通知すること。
-------	--

(1) 具体的対応 (例)

1 事前の対応	<input type="checkbox"/> マニュアルの見直し・整備 ・「Jアラートにより緊急情報が発信された場合は1校時を体講とする」等、教育活動の中止基準の明確化 等 <input type="checkbox"/> 学校環境の安全点検及び整理整頓 <input type="checkbox"/> 児童生徒・保護者・教職員によるJアラート警報時の対応策の共通理解 ・Jアラート警報時の行動について、児童生徒に指導 <input type="checkbox"/> 避難訓練の実施
2 事後の対応	

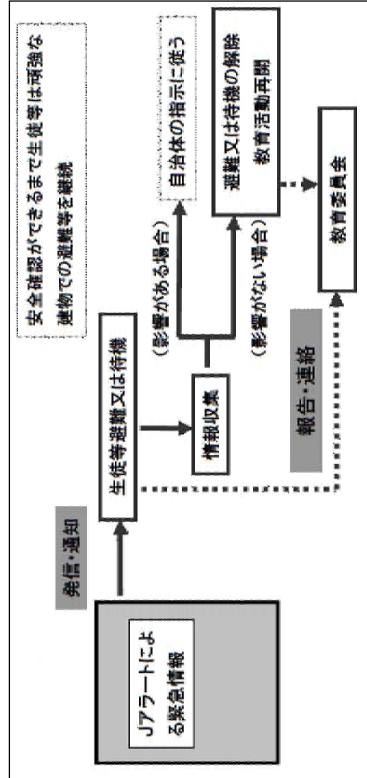
Jアラートによる緊急情報（ミサイル発射）の発信時

始業前	<input type="checkbox"/> 児童生徒に対し、避難や自宅待機を指示 <input type="checkbox"/> 休校、短縮授業の措置を取る場合はその旨連絡するとともに教育委員会に報告 <input type="checkbox"/> 避難行動 <ul style="list-style-type: none"> ・出勤前の場合は、自宅待機 ・出勤途中の場合は、近くの建物や地下に避難するか、近くに建物等がない場合は地面に伏せ頭部を守る ・出勤後の場合は、校内にいる児童生徒へ避難を指示するとともに自らも避難 <input type="checkbox"/> テレビやラジオ、携帯電話等での情報収集
在校中	<input type="checkbox"/> 授業を中止し、児童生徒に避難行動を指示 <ul style="list-style-type: none"> ・屋外にいる場合は、校舎等の建物内に児童生徒を避難 ・屋内にいる場合は、室内を密閉し、できる限り窓から離れる <input type="checkbox"/> テレビやラジオ、携帯電話等での情報収集
放課後	<input type="checkbox"/> 校内に児童生徒がいる場合は、屋内避難 <input type="checkbox"/> 部活動等を行っている場合は中止 <input type="checkbox"/> テレビやラジオ、携帯電話等での情報収集

Jアラートによる緊急情報（ミサイル通過＝影響がない場合）の発信時

始業前	<input type="checkbox"/> 児童生徒に対し、避難や自宅待機の解除を通知 <input type="checkbox"/> 避難行動をやめ、出勤 <input type="checkbox"/> 引き続き、情報収集
在校中	<input type="checkbox"/> 避難行動をやめめるよう児童生徒に指示し、授業を再開 <input type="checkbox"/> 引き続き、情報収集
放課後	<input type="checkbox"/> 避難行動をやめめるよう児童生徒に指示 <input type="checkbox"/> 部活動等の再開の判断をし、児童生徒に伝達 <input type="checkbox"/> 引き続き、情報収集
Jアラートによる緊急情報（ミサイル落下＝影響がある場合）の発信時	
全時間帯	<input type="checkbox"/> 児童生徒の安全を最優先し、避難指示をすともにも自らも避難行動 <input type="checkbox"/> 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い屋内または風上へ避難 <input type="checkbox"/> 引き続き、情報収集 <input type="checkbox"/> 自治体から指示があった場合は、指示に従って行動

(参考) 対応の全体的な流れ



全国瞬時警報システム(Jアラート)警報時の対応について ～学校の対応編～

事前対応

- ・「全国瞬時警報システム(Jアラート)警報時の対応について～行動編～」等を参考に、児童生徒に対しJアラート警報時の行動や体勢等を指導する
- ・Jアラート警報時の行動、学校の対応について、保護者に周知する

授業中断等の基準

学校の対応を記載

- ・始業前:
- ・授業中:

授業中断等の判断について(参考)

ミサイルの発射条件によっては、極めて短時間(1,600kmほどの距離を約10分)で飛来することが予想されるため、中断や登校時間を遅らせる等については速やかな判断が求められる。

始業前

- ・登校前の児童生徒は、自宅待機させる(事前指導)
- ・授業開始を遅らせる等の措置を取り、児童生徒、保護者に通知する

登下校中

- ・登下校中の児童生徒は近くの建物に避難させる(事前指導)
- ・電車やバス(乗合バス)に乗りしている場合は、事業者の指示に従う(事前指導)
- ・スクールバス乗車中の場合は、バスを除き近くの建物に避難するか、バスに乗り込んだまま比較的安全な場所(地下やトンネル等)に移動し、避難姿勢をとる(事前指導)

児童生徒在校時

- ・教育活動を中止し、児童生徒を速やかに屋内(校舎等)に避難させる
- ・屋内(校舎、寄宿舎等)にいる場合は、爆風により窓ガラス等が吹き飛ばおそれがあるため、できる限り窓から離れさせる

放課後(児童生徒が残っている場合)

- ・課外活動(部活動等)を行っている場合は中止し、児童生徒を屋内(校舎等)に避難させる

ミサイルが通過した場合

- ・安全が確認でき次第避難行動をやめ、教育活動等を再開する
- ・引き続き、テレビやラジオ、インターネット等で情報を収集する

静岡県教育委員会

全国瞬時警報システム(Jアラート)警報時の対応について ～行動編～

Jアラート警報の意味を理解し、情報収集しながら適切な行動に努めてください

ミサイルが発射された場合

- ・屋内にいる場合
 - 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する
- ・屋外にいる場合
 - 近くの建物(できればコンクリート造り等頑丈な建物)や地下に避難する
 - 近くに建物がない場合
 - 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る

☆ポイント

ミサイル着弾時に爆風や破片等による被害を避けるための避難行動を取る

ミサイルが落下した場合

- ・屋内にいる場合
 - 換気扇を止め、窓を閉め、目張りして室内を密閉する
- ・屋外にいる場合
 - 口と鼻をハンカチで覆いながら直ちに現場を離れ、密閉性の高い建物又は風上に避難する
- ・テレビ、ラジオ、インターネット等で情報を収集する
- ・行政からの指示(同報無線等)があれば、指示に従う

☆ポイント

弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が異なるため、避難行動を続けながら情報を収集すること

ミサイルが通過した場合

- ・避難行動をやめ、引き続き情報収集に努める
- ・落下物らしきものを発見した場合は決して近寄らず、警察・消防に連絡する
- ・防災行政無線等による指示があった場合は指示に従って行動する



参考: 国民保護ポータルサイト

静岡県教育委員会

(7) その他

1 大規模停電発生時における学校の対応

POINT	1 自然災害等に起因して発生する事象（大規模停電等）が学校運営に与える影響と、その対策を予め検討する。
-------	---

(1) 事前の対応 (例)

<input type="checkbox"/> 気象情報の収集（静岡地方気象台IP/サイボスレスダー/静岡県地理情報システム等） <input type="checkbox"/> 防災設備等の確認、必需品の備蓄 <input type="checkbox"/> 授業等の実施基準の決定と保護者等への周知 <input type="checkbox"/> 連絡体制の確立（教職員、児童生徒、保護者、行政・防災関係機関）	基準
--	----

(2) 大規模停電発生時における教育活動の実施基準 (例)

大規模停電	<input type="checkbox"/> 信号機の消灯など、通学時の安全が確保できない <input type="checkbox"/> トイレ等の生活用水が確保できない <input type="checkbox"/> 十分な照度が確保できない等、授業実施に支障がある	原則として休校
-------	---	---------

(3) 大規模停電発生時の対応 (例)

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 施設の安全点検 <input type="checkbox"/> 通学路等の安全確保の確認 <input type="checkbox"/> トイレ等の生活用水の確認 <input type="checkbox"/> 授業実施等の判断 <input type="checkbox"/> 児童生徒・保護者・教職員への連絡 <input type="checkbox"/> 非常電源の確保	<input type="checkbox"/> 応急対策要員

2 児童生徒の引渡し及び待機

POINT	1 児童生徒を下校させるか、学校に待機させ保護者に引渡すかは、地震の規模や被災状況により判断すること（他の災害でも同じ）。 2 引渡しの基準等について保護者に対する周知徹底を図ること。 3 引渡し等の決定を伝達する方法は、大規模災害も想定し、複数確保しておくこと（一斉メール/HP/災害伝言ダイヤル等）。
-------	--

(1) 引渡しのルール (例)

状況	基準
震度4以下	<input type="checkbox"/> 状況に応じて下校。（地区ごと集団下校等） <input type="checkbox"/> 交通機関に混乱が生じている場合や、通学路の安全が確認できない場合は学校で待機させる。
学校を含む地域の震度5弱以上	<input type="checkbox"/> 原則として、安全が確認できるまでは学校で待機させる。 <input type="checkbox"/> 安全が確認されたら、保護者への引渡し・集団下校等、地震の規模、被災状況に応じて適切に判断する。

(2) 引渡しにおける留意事項 (例)

<input type="checkbox"/> 保護者への引渡しが困難になることも踏まえ、祖父母や親戚等も含め、複数の引受人を把握しておく。 <input type="checkbox"/> 地域ごと集団で下校させるなど、安全確保上の配慮を徹底する。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の下校後の状況把握に努める（避難先・家族や自宅の被害等）。 <input type="checkbox"/> 保護者に引渡しした後においても、安全に帰宅できることが確認されるまでは保護者とともに学校に留め置くなどの対応も必要である。

(3) 引渡し手順 (例)

事前	災害対策本部	児童生徒・保護者対応班
① 引渡し場所（児童生徒等待機場所）決定 ② 保護者を誘導・引渡し方法説明	① 引渡しカード準備 ② 児童生徒を待機場所へ移動	
引渡し	③ 引渡しカードの照合 ④ 引渡し後の連絡先の確認 ⑤ 引渡し状況の報告	
事後	③ 引渡し状況の集約 ④ 引渡しが完了していない児童生徒の保護	⑥ 引渡しが完了していない児童生徒の保護
【学校待機の留意点】 <input type="checkbox"/> 長時間の待機又は宿泊施設の確保 <input type="checkbox"/> 食料・寝具の確保 <input type="checkbox"/> 児童生徒の身体的・精神的ケア		

(4) 緊急時引渡しカード(例)

緊急時引渡しカード			
学年・組・氏名	年 組 番 氏名	(男 女)	
住 所	〒		
上記住所における避難所等	(避 難 場 所) (避 難 所)		
本校在学兄弟等	年 組 番 氏名	(男 女)	(男 女)
緊急時の引受人(実際に学校に迎えに来る人・保護者以外を含む)			
順位	引受人名	本人との関係	電話番号
1		(自宅) (携帯) (メール) (その他・職場等)	
2		(自宅) (携帯) (メール) (その他・職場等)	
3		(自宅) (携帯) (メール) (その他・職場等)	
本枠内は引受人が署名			
引受人署名	引渡し日時	引渡した教職員	
	月 日 時 分		
引渡し後の連絡先 (<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅以外)			

3章 学校再開について

1 教育活動の再開に向けた流れ

POINT	災害発生後から教育活動の再開に向けた流れを理解すること。 ※以下の書類は学校再開作成シートを使用して作成することも可能です。
-------	---

学校は、地域住民の一時的な避難地や避難所としての役割を担っているが、本来は教育施設であり、基本的には教育活動の場であることに留意しなければならない。したがって、学校の教育活動の早期正常化(学校再開)のため、災害発生後の応急対応と教育活動再開に向けた準備との両立を想定し、対策を立てる必要がある。

(1) 教育活動の再開に向けて必要な取組(例)

I 教育環境の維持と整備	⑤教育活動再開についての検討、決定 ⑥遺族対応 ⑦報道対応
①災害対策本部の立ち上げ ②教育活動再開に必要な教員の確保 ③非常持出品、重要書類、鍵の検出及び管理 ④避難所開設及び運営支援	
II 備蓄品の確保及び施設・設備の安全点検	④ライフラインの状況確認 ⑤破損箇所の修繕の申請、依頼
①災害用機材の準備(発電機、ろ過機等) ②飲料水、食料、寝具等の調達、管理 ③救援物資の受け取り、仕分け、保管等	
III 傷病者の対応と児童生徒の心のケア	③職員研修の実施 ④ストレス反応が出ている児童生徒への対応
①組織体制、役割分担 ②児童生徒の健康チェック ③心のケア委員会の設置	
IV 児童生徒の安否確認と被災状況確認	③安否不明児童生徒の捜索、救助 ④保護者への引渡し
①児童生徒が避難予定の避難所を把握 ②児童生徒の状況と健康状態の把握	
V 教職員の安否確認と被災状況確認	①教職員が避難予定の避難所を把握 ②教職員の健康チェック
VI 外部機関との調整	
①教育委員会との連絡、調整 ②給食再開に向けての準備、献立等の検討 ③スクルーバスの手配	

学校再開に向けた対応計画(例) 児童生徒在学中に発生した感染症から1か月程度での再開を目標としたケース。
 ・感染後の応急体制(1年-2「校内組織の整備」参照)と教育活動の早期正常化(学校再開)再開を而立できるような流れを意識すること。
 ・※は継続して行う事項

	～3日程度	～1週間程度	～2週間程度	～1ヶ月程度(学校再開)
※養育費・給食費	<input type="checkbox"/> 返書に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 連絡手段の確保(防災メール等) <input type="checkbox"/> 情報の共有(学校HP、一斉メール等) <input type="checkbox"/> 学校の感染情報、休校情報等 <input type="checkbox"/> 学校運営委員会と進捗状況と関係機関との調整 <input type="checkbox"/> 学校再開の準備状況 <input type="checkbox"/> 学校再開の準備状況 <input type="checkbox"/> 学校再開の準備状況	<input type="checkbox"/> 返書に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 情報の共有(学校HP、一斉メール等) <input type="checkbox"/> 学校の感染情報、休校情報等 <input type="checkbox"/> 学校運営委員会と進捗状況と関係機関との調整 <input type="checkbox"/> 学校再開の準備状況 <input type="checkbox"/> 学校再開の準備状況 <input type="checkbox"/> 学校再開の準備状況	<input type="checkbox"/> 返書に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 情報の共有(学校HP、一斉メール等) <input type="checkbox"/> 学校の感染情報、休校情報等 <input type="checkbox"/> 学校運営委員会と進捗状況と関係機関との調整 <input type="checkbox"/> 学校再開の準備状況 <input type="checkbox"/> 学校再開の準備状況 <input type="checkbox"/> 学校再開の準備状況	<input type="checkbox"/> 返書に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 情報の共有(学校HP、一斉メール等) <input type="checkbox"/> 学校の感染情報、休校情報等 <input type="checkbox"/> 学校運営委員会と進捗状況と関係機関との調整 <input type="checkbox"/> 学校再開の準備状況 <input type="checkbox"/> 学校再開の準備状況 <input type="checkbox"/> 学校再開の準備状況
※養育費・給食費	<input type="checkbox"/> 返書に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 情報の共有(学校HP、一斉メール等) <input type="checkbox"/> 学校の感染情報、休校情報等 <input type="checkbox"/> 学校運営委員会と進捗状況と関係機関との調整 <input type="checkbox"/> 学校再開の準備状況 <input type="checkbox"/> 学校再開の準備状況 <input type="checkbox"/> 学校再開の準備状況	<input type="checkbox"/> 返書に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 情報の共有(学校HP、一斉メール等) <input type="checkbox"/> 学校の感染情報、休校情報等 <input type="checkbox"/> 学校運営委員会と進捗状況と関係機関との調整 <input type="checkbox"/> 学校再開の準備状況 <input type="checkbox"/> 学校再開の準備状況 <input type="checkbox"/> 学校再開の準備状況	<input type="checkbox"/> 返書に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 情報の共有(学校HP、一斉メール等) <input type="checkbox"/> 学校の感染情報、休校情報等 <input type="checkbox"/> 学校運営委員会と進捗状況と関係機関との調整 <input type="checkbox"/> 学校再開の準備状況 <input type="checkbox"/> 学校再開の準備状況 <input type="checkbox"/> 学校再開の準備状況	<input type="checkbox"/> 返書に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 情報の共有(学校HP、一斉メール等) <input type="checkbox"/> 学校の感染情報、休校情報等 <input type="checkbox"/> 学校運営委員会と進捗状況と関係機関との調整 <input type="checkbox"/> 学校再開の準備状況 <input type="checkbox"/> 学校再開の準備状況 <input type="checkbox"/> 学校再開の準備状況

人・物・情報	入	出	管理	監視	対応	
入	<input type="checkbox"/> 児童生徒の健康状態 <input type="checkbox"/> 児童生徒の発熱・咳・嘔吐・下痢等の症状 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体調不良 <input type="checkbox"/> 児童生徒の行動様式 <input type="checkbox"/> 児童生徒の服装 <input type="checkbox"/> 児童生徒のマスク着用状況 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体温測定 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温記録 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果	<input type="checkbox"/> 児童生徒の健康状態 <input type="checkbox"/> 児童生徒の発熱・咳・嘔吐・下痢等の症状 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体調不良 <input type="checkbox"/> 児童生徒の行動様式 <input type="checkbox"/> 児童生徒の服装 <input type="checkbox"/> 児童生徒のマスク着用状況 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体温測定 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温記録 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果	<input type="checkbox"/> 児童生徒の健康状態 <input type="checkbox"/> 児童生徒の発熱・咳・嘔吐・下痢等の症状 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体調不良 <input type="checkbox"/> 児童生徒の行動様式 <input type="checkbox"/> 児童生徒の服装 <input type="checkbox"/> 児童生徒のマスク着用状況 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体温測定 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温記録 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果	<input type="checkbox"/> 児童生徒の健康状態 <input type="checkbox"/> 児童生徒の発熱・咳・嘔吐・下痢等の症状 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体調不良 <input type="checkbox"/> 児童生徒の行動様式 <input type="checkbox"/> 児童生徒の服装 <input type="checkbox"/> 児童生徒のマスク着用状況 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体温測定 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温記録 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果	<input type="checkbox"/> 児童生徒の健康状態 <input type="checkbox"/> 児童生徒の発熱・咳・嘔吐・下痢等の症状 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体調不良 <input type="checkbox"/> 児童生徒の行動様式 <input type="checkbox"/> 児童生徒の服装 <input type="checkbox"/> 児童生徒のマスク着用状況 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体温測定 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温記録 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果	<input type="checkbox"/> 児童生徒の健康状態 <input type="checkbox"/> 児童生徒の発熱・咳・嘔吐・下痢等の症状 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体調不良 <input type="checkbox"/> 児童生徒の行動様式 <input type="checkbox"/> 児童生徒の服装 <input type="checkbox"/> 児童生徒のマスク着用状況 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体温測定 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温記録 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果
物	<input type="checkbox"/> 児童生徒の健康状態 <input type="checkbox"/> 児童生徒の発熱・咳・嘔吐・下痢等の症状 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体調不良 <input type="checkbox"/> 児童生徒の行動様式 <input type="checkbox"/> 児童生徒の服装 <input type="checkbox"/> 児童生徒のマスク着用状況 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体温測定 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温記録 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果	<input type="checkbox"/> 児童生徒の健康状態 <input type="checkbox"/> 児童生徒の発熱・咳・嘔吐・下痢等の症状 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体調不良 <input type="checkbox"/> 児童生徒の行動様式 <input type="checkbox"/> 児童生徒の服装 <input type="checkbox"/> 児童生徒のマスク着用状況 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体温測定 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温記録 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果	<input type="checkbox"/> 児童生徒の健康状態 <input type="checkbox"/> 児童生徒の発熱・咳・嘔吐・下痢等の症状 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体調不良 <input type="checkbox"/> 児童生徒の行動様式 <input type="checkbox"/> 児童生徒の服装 <input type="checkbox"/> 児童生徒のマスク着用状況 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体温測定 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温記録 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果	<input type="checkbox"/> 児童生徒の健康状態 <input type="checkbox"/> 児童生徒の発熱・咳・嘔吐・下痢等の症状 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体調不良 <input type="checkbox"/> 児童生徒の行動様式 <input type="checkbox"/> 児童生徒の服装 <input type="checkbox"/> 児童生徒のマスク着用状況 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体温測定 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温記録 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果	<input type="checkbox"/> 児童生徒の健康状態 <input type="checkbox"/> 児童生徒の発熱・咳・嘔吐・下痢等の症状 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体調不良 <input type="checkbox"/> 児童生徒の行動様式 <input type="checkbox"/> 児童生徒の服装 <input type="checkbox"/> 児童生徒のマスク着用状況 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体温測定 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温記録 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果	<input type="checkbox"/> 児童生徒の健康状態 <input type="checkbox"/> 児童生徒の発熱・咳・嘔吐・下痢等の症状 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体調不良 <input type="checkbox"/> 児童生徒の行動様式 <input type="checkbox"/> 児童生徒の服装 <input type="checkbox"/> 児童生徒のマスク着用状況 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体温測定 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温記録 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果
情報	<input type="checkbox"/> 児童生徒の健康状態 <input type="checkbox"/> 児童生徒の発熱・咳・嘔吐・下痢等の症状 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体調不良 <input type="checkbox"/> 児童生徒の行動様式 <input type="checkbox"/> 児童生徒の服装 <input type="checkbox"/> 児童生徒のマスク着用状況 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体温測定 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温記録 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果	<input type="checkbox"/> 児童生徒の健康状態 <input type="checkbox"/> 児童生徒の発熱・咳・嘔吐・下痢等の症状 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体調不良 <input type="checkbox"/> 児童生徒の行動様式 <input type="checkbox"/> 児童生徒の服装 <input type="checkbox"/> 児童生徒のマスク着用状況 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体温測定 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温記録 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果	<input type="checkbox"/> 児童生徒の健康状態 <input type="checkbox"/> 児童生徒の発熱・咳・嘔吐・下痢等の症状 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体調不良 <input type="checkbox"/> 児童生徒の行動様式 <input type="checkbox"/> 児童生徒の服装 <input type="checkbox"/> 児童生徒のマスク着用状況 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体温測定 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温記録 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果	<input type="checkbox"/> 児童生徒の健康状態 <input type="checkbox"/> 児童生徒の発熱・咳・嘔吐・下痢等の症状 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体調不良 <input type="checkbox"/> 児童生徒の行動様式 <input type="checkbox"/> 児童生徒の服装 <input type="checkbox"/> 児童生徒のマスク着用状況 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体温測定 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温記録 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果	<input type="checkbox"/> 児童生徒の健康状態 <input type="checkbox"/> 児童生徒の発熱・咳・嘔吐・下痢等の症状 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体調不良 <input type="checkbox"/> 児童生徒の行動様式 <input type="checkbox"/> 児童生徒の服装 <input type="checkbox"/> 児童生徒のマスク着用状況 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体温測定 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温記録 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果	<input type="checkbox"/> 児童生徒の健康状態 <input type="checkbox"/> 児童生徒の発熱・咳・嘔吐・下痢等の症状 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体調不良 <input type="checkbox"/> 児童生徒の行動様式 <input type="checkbox"/> 児童生徒の服装 <input type="checkbox"/> 児童生徒のマスク着用状況 <input type="checkbox"/> 児童生徒の体温測定 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温記録 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果 <input type="checkbox"/> 児童生徒の検温結果

※留意事項

- ・ 上表に示した日数は、発症から1ヶ月程度で学校を再開するための目安であり、できる限り期間を短縮して学校再開を目指すこと。
- ・ 学校再開後も、心のケアをはじめとした必要な支援を継続すること。

2 心のケア

POINT	1 児童生徒のストレス反応には個人差があり、時間経過や年齢等によっても異なるので、特徴を理解しておくこと。
	2 教職員の定期的な休息に配慮し、負担を抱え込むことのないよう役割を分担して実施すること。

(1) 児童生徒のストレス反応

ストレス反応は、いつもと違うショックを受けたときの自然な反応である。しかし、反応の強さや表れ方は人によって異なる。また、年代によっても表れ方が異なる。

「支援者のための災害後の心のケアハンドブック」(静岡大学防災総合センター)

年代による違い

年代によってストレス反応の表れ方がちがいます。

乳幼児の特徴

- 一人寝や食事、おまるなど、できていたことができなくなる。
- いろいろなことにおびえる。
- かんしゃくを起こしたり、ぐずったりする。



小学生の特徴

- 親にまどわりつくな子どもが多い。
- 動き回って落ち着きなくなる。
- 現実にないことを言うことがある。

中・高校生の特徴

- 自分の落ち込みや身体症状が目立つ。
- 友達との付き合いをさける。ときには不登校になる。
- 学校の成績が下がる。
- ときには非行や暴力として表れることもある。

ストレス反応が強い人の特徴

同じ災害を体験しても、ストレス反応の表れ方はそれぞれです。次の点に当てはまる人はストレス反応が強くなると言われています。安心できる人に早めに相談しましょう。

- 災害でとても怖いことや大切な人や物をなくす体験をした。
- 長時間、閉じ込められた。家が壊れた。
- もともと怖がりだったり、心配性などところがある。
- 災害の前から人との付き合いに苦労している。
- 家族や周囲の支えが十分でない。
- 災害の前にごくショックな体験をしている。
- 発達障害など、災害前から支援を必要としている。

(2) 日常生活でのケア

周囲の人が落ち着いた態度で温かく接することで、心の緊張がとけて、安心感や元気が回復する。

「支援者のための災害後の心のケアハンドブック」(静岡大学防災総合センター)

日常生活でのケア

側にいる人が日常生活の中でできるケアもあります。

日々のこまめな声かけと会話

顔を合わせた挨拶、日常生活のなんでもない会話など普通の生活を送る中で心が落ち着いてきます。



状態変化の把握

一見、元気に見えても、重い心の傷や喪失感を抱えていることがあります。注意深く生活の様子を見ていきましょう。

遊びや作業を通じた心のケア

遊び、趣味や共同作業を通じて、「心の絆」を実感し、心の緊張をとくことができます。

(3) 心のケアの注意点

家庭と学校で違った反応が表れていることがあるため、スクールカウンセラー（SC）等の専門家や家庭と連携してケアを行う。ケアを行う際は、支援者（＝教職員等）も被災者であることを意識し、休息を取りながら実施する。

「支援者のための災害後の心のケアハンドブック」（静岡大学防災総合センター）

日常生活でのケアの留意点

年齢に応じた対応を心がける

- 年齢によりストレス反応が異なる場合があります。
- 人によって、おもてに表れにくいことがあるため、小さな変化に注意して声をかけをしてください。
- スキンシップは年齢相応の形にしましょう。

長期的に経過を見ていく

- 遅れてストレス反応が出たり、1年後など節目となるタイミングでストレス反応がぶり返したりすることがあります。
- 数年単位で経過を見ていく視点も必要です。

家庭、専門家、医療機関との連携

- 家庭では、家庭以外の場と違った反応が表れていることがあります。学校や職場と連絡を取り合ってください。
- 気になる症状が1カ月以上続いたり、悪化していく場合は、専門家や医療機関に相談しましょう。

支援者も被災者です

支援者も自分のストレス反応を把握して、長期間に備えて積極的な休息をとりましょう。

- 倒れないことを心掛ける。
- メリハリをつける。休めるときはきちんと休む。
- 疲れは後からやってくる。きちんと寝て、食べる。
- 独りで抱え込まない。上司や同僚と話をする。
- 1日1回はリラックスタイムをとる。(お茶、お風呂、仮眠等)

(4) 児童生徒の健康チェック

「健康チェックシート」（参考：県立浜松特別支援学校防災マニュアル）

健康チェックシート

No	健康状態 (健康チェック項目に相当)	年	組	番	男	女	名前	対応
1	食欲がない							無理をしないで、本人の好むものを摂取する。水分はこまめに摂る。
2	寝れない							苦痛を和らげる手段をとり、話を聞いてもらって安心感を与える。
3	腹気が強い、うとろとする							症状が週間以上続く場合は、医療機関に相談する。
4	体の痛み(頭痛、腰痛など)							発災前から発生している場合は、継続して治療が必要。薬が切れあわてることがないように早めに受診を勧める。
5	吐き気がする							(平常時の症状より悪化する場合は、注意深く観察)
6	下痢をしている							
7	皮膚がかゆい							
8	発作の回数が増える							
9	体重減少あるいは急激な体重増加							
10	家に帰りにくい							叱責罰罰は禁物。気持ちを落ち着かせることで、素直な気持ちを表せるようにする。
11	学校に行きたくない							時間を置いて相手をする。寒い場所など、安心・安全な生活を続けられるようにする。
12	怖いことの原因がある							
13	落ち着きがない							
14	ぼんやりすることが多い							症状が強かったり、長引いたり、ひどくなっていくようであれば、医療機関に相談する。
15	イライラしている							(急性ストレス障害や外傷後ストレス障害に留意する)
16	元気がなく、意欲が低下している							下記参照
17	ハイテンションである							最初症状が目立たなかったり、2,3か月後に現れるケースもある。
18	あまり話さなくなった							被災後はなるべく長期にわたり、健康観察を続けていくことが望ましい
19	物事に敏感になる							
20	人が近づいたように感じることもある							
21	こだわりが強くなる							
22	ハニツクの回数が増える							
23	薬の服用ができていない							

(5) 急性ストレス障害 (ASD) と外傷後ストレス障害 (PTSD) の健康観察のポイント

持続的な再体験症状	<input type="checkbox"/> 体験した出来事を繰り返し思い出したり、悪夢を見たりする <input type="checkbox"/> 体験した出来事が目の前でおきているかのような生々しい感覚がよみがえる (フラッシュバック) 等
体験を連想されるものからの回避症状	<input type="checkbox"/> 体験した出来事と関係するような話題等避けようとする <input type="checkbox"/> 体験した出来事を思い出せないなど記憶や意識が障害される <input type="checkbox"/> 人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる 等
感情や緊張が高まる	<input type="checkbox"/> よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着きがない <input type="checkbox"/> 物事に集中できない、極端な警戒心を持つ、些細なことや小さな音で驚く 等

＜県教育委員会が作成した防災関係マニュアル（平成24年度以降）＞

年度	名称	内容等
H24	学校の地震防災対策マニュアル（改訂版）	平成21年1月に改訂した「学校の地震防災対策マニュアル」及び東日本大震災後の4月に暫定版として作成した「学校の津波対策マニュアル（暫定版）」を踏まえ、特に教職員の研修を含めた平常時の対応（地震等防災体制の整備）及び幼稚園、特別支援学校における留意点を示した。なお、関係学校に示した現行の「学校の原子力防災対策マニュアル」（平成22年10月）を参考として記載し基本的な対策等について事前に理解しておく内容を示した。
H24	静岡県防災教育基本方針（平成25年2月改訂）	平成14年2月に作成した「静岡県防災教育基本方針」を、日本大震災の教訓及び南海トラフ巨大地震の想定を踏まえ、生涯学習の観点に立って本県の防災教育の充実を図り、県民一人ひとりの防災対応能力の向上に資するため改訂した。 この基本方針では学校教育段階では新学習指導要領に準じて、各教科及び道徳、特別活動等について防災教育の指導の機会を示し、児童生徒等の発達段階に応じて、家庭や地域社会との連携協力を図りながら、総合的かつ体系的に防災教育を推進するための内容とした。
H25	富士山及び伊豆東部火山群の火山防災対策マニュアル（暫定版）	静岡県における火山防災対策は、関係市町が地域の実状を考慮し、対策を講じていくこととなるが、現時点で各市町が作成している火山防災マップや広報用リーフレット等を基に、対策を講じる必要のある学校においては、本マニュアルを参考として、火山防災教育及び火山防災対策の推進を図る。
H28	学校の防災対策マニュアル	平成24年に策定した「学校の地震防災対策マニュアル」及び、平成25年に策定した「富士山及び伊豆東部火山群の火山防災対策マニュアル」の内容を踏まえ、平常時の防災管理、防災教育の内容及び、自然災害発生時の学校対応について留意点を示した。
R1	静岡県学校安全教育目標 命を守る力を育てる ～学校安全計画推進のために～	平成25年に改訂された「静岡県防災教育基本方針」を、災害安全（防災教育）だけでなく、生活安全、交通安全を含む、いわゆる学校安全3領域の観点から、各教科及び道徳、特別活動等について防災教育を含む学校安全教育として、児童生徒等の発達段階に応じて、家庭や地域社会との連携協力を図りながら、総合的かつ体系的に安全教育を推進するための内容とした。
R1	静岡県危機管理マニュアル作成の手引き（災害安全）	平成28年に策定した「学校の防災対策マニュアル」の内容、近年発生した自然災害の課題点を踏まえ、平常時の防災管理、防災教育の内容及び、自然災害発生時の学校対応について留意点を示した。また、各学校への活用促進を目的に、各課学校の危機管理マニュアル作成の一助となるよう手引き形式で内容を再編集した。

＜参考文献（リーフレット等を含む・順不同）＞

- ・ 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）
- ・ 学校の危機管理マニュアル作成の手引（文部科学省）
- ・ 子どもの心のケアのための一災害や事件・事故発生時を中心に（文部科学省）
- ・ 緊急地震速報一地震による強い揺れを事前にお知らせ（気象庁）
- ・ 津波防災（気象庁）
- ・ 津波から命を守るために（気象庁）
- ・ 命を守るために知ってほしい特別警報（気象庁）
- ・ 雨と風（気象庁）
- ・ 噴火警報と噴火警戒レベル（気象庁）
- ・ 学校再開ハンドブック（宮城県教育委員会）
- ・ EARTHハンドブック（兵庫県教育委員会）
- ・ 支援者のための災害後の心のケアハンドブック（静岡県防災総合センター）
- ・ 静岡県地域防災計画（静岡県危機管理部）
- ・ 静岡県第4次地震被害想定（静岡県危機管理部）
- ・ 避難生活の手引き（静岡県危機管理部）
- ・ 地震防災ガイドブック（静岡県危機管理部）
- ・ 浜岡地域原子力災害広域避難計画（静岡県危機管理部）
- ・ 原子力防災のしおり平成29年3月（静岡県危機管理部）
- ・ 富士山火山広域避難計画（静岡県危機管理部）
- ・ 伊豆東部火山群の伊東市避難計画（静岡県伊東市・伊豆東部火山群防災協議会）
- ・ はまどくの防災マニュアル（静岡県立浜松特別支援学校）
- ・ 教職員のための危機対応BOOK（静岡県教育委員会）
- ・ 危機管理マニュアル作成の手引（静岡県教育委員会）
- ・ 南海トラフ地震一その時の備え一（気象庁）
- ・ 防災気象情報と警戒レベルについて 令和元年6月（気象庁）

＜参考ウェブサイト＞

- ・ 文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp）
- ・ 内閣官房国民保護ポータルサイト（http://www.kokuminhogo.go.jp）
- ・ 総務省消防庁ホームページ（http://www.fdma.go.jp）
- ・ 気象庁ホームページ（http://www.jma.go.jp）

静岡県危機管理マニュアル

作成の手引き(災害安全)

令和2年3月 発行

令和3年3月 改定

発行者 静岡県教育委員会健康体育課

所在地 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

T E L 054-221-3677

F A X 054-273-6456